
ひこね障害者まちづくりプラン

彦根市障害者計画

(平成24～29年度)

案

パブリックコメントの意見による修正部分には網掛けと下線をしています。

平成24年3月

彦根市

目 次

第 1 章 はじめに.....	1
第 1 節 計画の背景と趣旨.....	2
第 2 節 位置づけと計画期間.....	5
第 3 節 策定体制.....	6
第 2 章 彦根市における障害のある人の現状と課題.....	7
第 1 節 障害のある人の現状.....	8
第 2 節 障害のある人の抱える課題.....	13
第 3 章 基本理念と基本方針.....	17
第 1 節 基本理念.....	18
第 2 節 基本方針.....	19
第 4 章 各施策.....	21
第 1 節 身近で見守り支える体制づくり.....	23
第 2 節 子どもの成長を一貫して支える支援の仕組みづくり.....	35
第 3 節 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供.....	46
第 4 節 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実.....	57
第 5 節 安全・安心の地域づくり.....	67
数値目標.....	77
第 5 章 計画推進のために.....	79
第 1 節 地域ケア体制.....	80
第 2 節 計画の進行管理.....	83
資 料.....	85
1 障害のある子ども・障害のある人アンケート調査概要.....	86
2 障害のある子ども・障害のある人アンケート調査結果抜粋.....	88
3 子どもの発達に関するアンケート調査概要.....	102
4 子どもの発達に関するアンケート調査結果抜粋.....	103
5 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱.....	107
6 彦根市障害者福祉推進会議委員等名簿.....	109
7 ひこね障害者まちづくりプラン（平成 24～29 年度）策定経過.....	111
8 用語説明.....	113

第1章 はじめに

第 1 節 計画の背景と趣旨

国連は、昭和 56 年を「国際障害者年」と決議し、障害のある人の「完全参加と平等」をめざしました。そして、この趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択し、昭和 58 年から平成 4 年までの 10 年間で「国連・障害者の十年」と宣言して計画の推進を図りました。アジア・太平洋地域では、この後「国連・障害者の十年」を引き継いで、平成 5 年から平成 14 年までを「アジア太平洋障害者の十年」と定め、さらに平成 24 年までこれを延長して障害者施策の推進を図ってきています。

この間、平成 18 年 12 月には、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」として『障害者の権利、尊厳の保護、促進に関する包括的、総合的国際条約』が採択されました。

一方、わが国においては、障害者福祉を取り巻く状況がこの 10 年ほどの間に大きく変化しました。それまで行政がサービス内容を決定していた「措置制度」から障害のある人自身がサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」へ移行しました。さらに、平成 18 年からは障害福祉サービスを障害種別に関わらず一元的に提供する仕組みとする「障害者自立支援法」が施行されました。

しかし、諸問題のあった同法をはじめ国内法や制度を見直し、「障害者の権利に関する条約」を締結するため、平成 21 年 12 月、内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者制度改革推進会議が設置され障害者制度改革に向けた集中的な検討が行われてきています。また、平成 22 年 12 月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」がそれぞれ制定され、同年 8 月には障害者基本法が改正されました。

今後は、平成 24 年中に障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合福祉法案」、また平成 25 年中に「障害者差別禁止法案」が国会に提出される見通しとなっています。

滋賀県においては、平成 19 年に「障害者福祉しがプラン」(平成 19～平成 23 年度)を策定し、平成 23 年度中に「新・障害者福祉しがプラン」(平成 24～平成 26 年度)を策定する予定となっています。

本市においては、平成 18 年度から平成 23 年度までを計画期間とする「彦根市障害者計画」を策定し、障害のある人の多種多様なニーズへの対応を図りながら、障害のある人の生活の向上のため、福祉をはじめ保健、教育、生活環境などに関するさまざまな施策に取り組んできました。

こうした状況の中、現在の「彦根市障害者計画」の計画期間が平成 24 年 3 月に終了することから、その進捗状況を検証するとともに、成果と課題、障害のある人の状況やニーズを踏まえ、本市における障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「ひこね障害者まちづくりプラン 彦根市障害者計画」を策定します。

「障害」の表記について

市障害者福祉推進会議では、「障害」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会によって作られた問題とみなし、社会のあり方を変えていくことが必要だとする「社会モデル」の考え方に立つことを共通認識したうえで、「障害」の表記について議論したところ、さまざまな意見に分かれ、今後も引き続き検討していくことになりました。

このため、この計画では、「障害」、「障害のある人」、「障害のある子ども」と表記します。

なお、「障害」の表記については、「障がい」、「障碍」、「しょうがい」または全く別の言葉に変えるなどの意見があり、国の障がい者制度改革推進会議においても検討されていますが、結論にはいたらず、今後さらに専門家などの意見を聞き、国民がどのように考えるか見守りながら引き続き議論していくことになっています。

世界と国の主な動き

昭和 56年(1981年)	「国際障害者年」
昭和 58年(1983年)	「国連・障害者の十年(1983-1992)」開始
平成 5年(1993年)	「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」開始 「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められる 「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6年(1994年)	ハートビル法施行
平成 7年(1995年)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)策定
平成 12年(2000年)	交通バリアフリー法施行
平成 14年(2002年)	「新障害者基本計画」策定
平成 15年(2003年)	「アジア太平洋障害者の十年(2003-2012)」開始 支援費制度開始
平成 16年(2004年)	障害者基本法改正により市町村による「障害者計画」の策定が義務づけられる <施行は平成 19年(2007年)4月1日>
平成 17年(2005年)	発達障害者支援法施行
平成 18年(2006年)	「障害者の権利に関する条約」採択(我が国は締結へ向けて各法整備中) 「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画(第1期)」開始 障害者自立支援法施行
平成 21年(2009年)	「彦根市障害福祉計画(第2期)」開始
平成 22年(2010年)	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す までの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する 法律成立 障害者自立支援法の改正(発達障害のある人が障害福祉サービスの給付対象として明記) (平成 25年(2013年)8月までに廃止) 児童福祉法改正(通所系サービスは市町村が実施主体として再編)
平成 23年(2011年)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律制定 (平成 24年 2012年 10月施行) 障害者基本法改正(基本理念に「地域社会における共生等」「差別の禁止」が追加、発達障害 のある人が障害者として明記、その他の心身の機能の障害がある者が「障害者」として明記) (仮称)障害者総合福祉法の法案の骨格提言が、障害者制度改革推進会議総合 福祉部会でまとめられる
平成 24年(2012年)	(仮称)障害者総合福祉法案提出(予定) 「新しい国の障害者計画」策定(予定) 「新・彦根市障害者計画」「第3期彦根市障害福祉計画」開始(予定)
平成 25年(2013年)	(仮称)障害を理由とする差別禁止法案(障害者差別禁止法案)提出(予定) 障害者自立支援法廃止(8月までに)

第 2 節 位置づけと計画期間

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」として、本市における障害のある人のための施策に関する基本を定めるものであり、またこの中で第 3 期彦根市障害福祉計画に示す障害福祉サービスの提供等に関する施策の基本的な方向を示すものです。

計画の策定にあたっては、市政の基本方針を示す「彦根市総合計画」を上位計画とし、関連する本市の個別計画との整合性に留意するとともに、国や滋賀県の計画内容や今後の障害者制度改革の動向等を踏まえることとします。

「ひこね障害者まちづくりプラン 彦根市障害者計画」: 障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」, 障害福祉サービスやまちづくりなど、障害者施策全般に関する目標および目標を達成するための方策を定めるもの。

2 計画期間

「ひこね障害者まちづくりプラン 彦根市障害者計画」は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 カ年を計画期間とし、計画期間の概ね中間年度に見直しを実施します。ただし、障害者制度改革の進捗状況により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

また、「第 3 期彦根市障害福祉計画」は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 カ年を計画期間とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
ひこね障害者まちづくりプラン	→						見直し	→					
彦根市障害福祉計画	→			→			→						
	(第 1 期)			(第 2 期)			(第 3 期)						

第3節 策定体制

彦根市障害者福祉推進会議での審議

本計画は、幅広い関係者の参画により策定するため、障害のある人やその家族、障害者団体代表者、学識経験者、サービス事業者などで構成される彦根市障害者福祉推進会議およびその専門委員会で計画案を審議しました。

アンケート調査の実施

障害のある人、障害のある子どもや保護者の生活実態とニーズに加え、事業所の実態とニーズを踏まえた計画とするため、次の方を対象にアンケート調査を行いました。

- ・ 障害のある子どもや発達（成長）において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者（障害者自立支援法の障害福祉サービス等を利用する子どもの保護者を含む）
- ・ 障害者手帳所持者と障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する人（18歳以上65歳未満と65歳以上に区分）
- ・ 市内全部と県内各市町で利用実績のあるサービス事業所

障害者関係団体に対するアンケート調査と代表者懇談会の実施

市内の障害者関係団体を対象にアンケート調査と代表者懇談会を行い、市の施策に関する意見等の把握に努めました。

意見公募手続（パブリックコメント）の実施

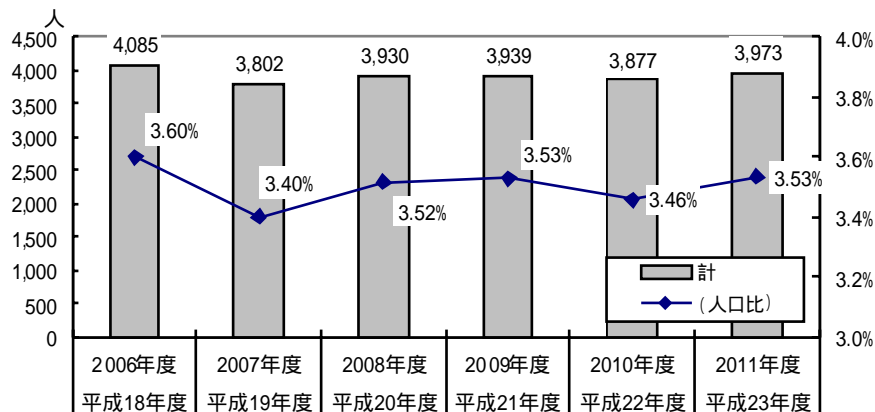
広く市民の意向を反映させるため、市ホームページ等で意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 彦根市における障害のある人の現状と課題

第 1 節 障害のある人の現状

身体障害者手帳所持者の人数は平成 23 年 9 月 30 日現在 3,973 人で、ここ数年 3,900 人前後で推移しています。等級別では 1 級が 18 歳未満で 50 人、18 歳以上で 1,168 人と最も多くなっています。また、障害種別では肢体不自由が 2,209 人と最も多くなっています。

身体障害者手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

18歳未満

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	99	100	102	109	103	102
1級	52	55	57	60	52	50
2級	18	18	17	15	17	16
3級	17	15	17	20	18	20
4級	9	9	8	9	9	10
5級	1	1	1	1	3	4
6級	2	2	2	4	4	2

18歳以上

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	3,986	3,702	3,828	3,830	3,774	3,871
1級	1,129	1,067	1,165	1,135	1,131	1,168
2級	600	539	565	563	541	576
3級	768	722	693	699	686	691
4級	950	889	924	949	938	948
5級	311	295	299	299	295	294
6級	228	190	182	185	183	194

種類別

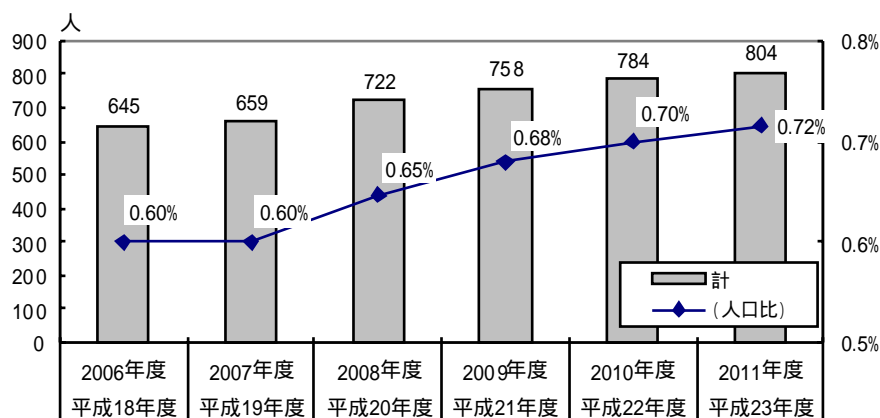
単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	4,085	3,802	3,930	3,939	3,877	3,973
視覚障害	360	337	348	345	343	348
聴覚・平衡機能障害	369	327	333	331	322	334
音声言語そしゃく機能障害	45	41	45	46	39	38
肢体不自由	2,226	2,082	2,165	2,182	2,158	2,209
内部障害	1,085	1,015	1,039	1,035	1,015	1,044

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

療育手帳所持者は平成 23 年 9 月 30 日現在 804 人で、年々増加傾向にあります。年齢別では、18 歳未満が 244 人、18 歳以上が 560 人となっており、程度別でみると B 2（軽度）が 272 人と最も多くなっています。

療育手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

合計

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	645	659	722	758	784	804
A 1(最重度)	111	110	119	122	127	130
A 2(重度)	149	151	156	158	161	165
B 1(中度)	192	194	216	224	232	237
B 2(軽度)	193	204	231	254	264	272

18歳未満

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	187	192	222	242	238	244
A 1(最重度)	34	30	33	29	31	34
A 2(重度)	30	34	37	40	37	39
B 1(中度)	56	52	58	60	58	61
B 2(軽度)	67	76	94	113	112	110

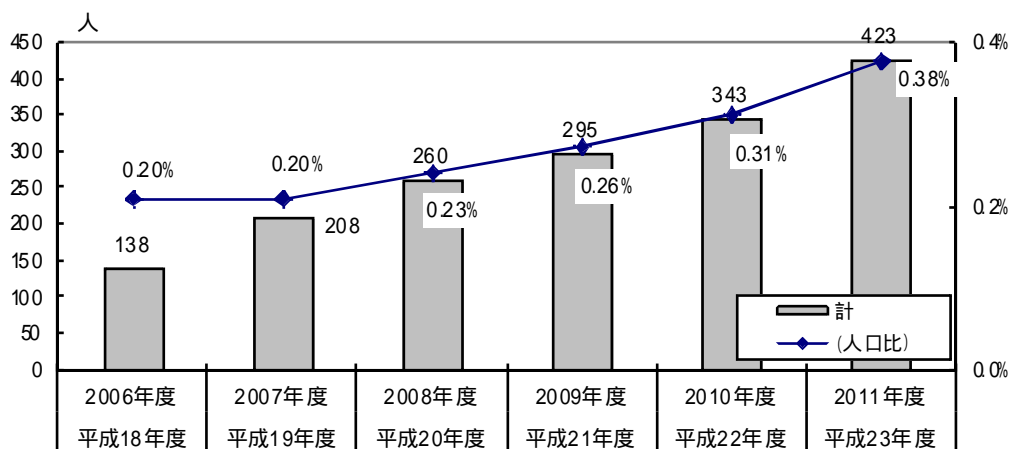
18歳以上

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	458	467	500	516	546	560
A 1(最重度)	77	80	86	93	96	96
A 2(重度)	119	117	119	118	124	126
B 1(中度)	136	142	158	164	174	176
B 2(軽度)	126	128	137	141	152	162

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 23 年 9 月 30 日現在 423 人で、平成 18 年度以降著しく増加しています。等級別では 2 級が 287 人で最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数



各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	138	208	260	295	343	423
(人口比)	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%
1級	8	12	9	15	15	17
2級	92	150	186	203	241	287
3級	38	46	65	77	87	119

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は、平成 23 年 9 月 30 日現在 968 人で、年々増加しています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数

単位:人

平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
700	702	740	821	924	968

各年度3月31日現在(平成23年度は9月30日現在)

市内の特別支援学級の在籍児童は、平成23年5月1日現在194人で、年々増加しています。

特別支援学級在籍児童数

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
計	133	155	163	186	195	194
小学校1年生	12	15	21	28	23	17
小学校2年生	15	16	24	25	30	27
小学校3年生	16	19	15	21	29	31
小学校4年生	14	18	20	19	24	29
小学校5年生	18	15	20	19	19	22
小学校6年生	22	19	16	19	22	17
中学校1年生	12	20	15	20	12	19
中学校2年生	19	11	20	16	19	14
中学校3年生	5	22	12	19	17	18

各年度5月1日時点
(県教委報告)

特別支援学級(小学校)の児童の状況

単位:学級 人

	小学校							
	学級数	人数						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
知的障害	20	9	15	17	17	15	7	80
肢体不自由	6	0	1	3	1	2	2	9
弱視	2	1	0	0	1	0	0	2
難聴	2	1	1	0	1	0	0	3
身体虚弱	1	0	1	0	0	0	0	1
情緒障害	14	6	9	11	9	5	8	48
病弱(院内)	1	0	0	0	0	0	0	0
計	46	17	27	31	29	22	17	143

平成23年5月1日現在

特別支援学級(中学校)の生徒の状況

単位:学級 人

	中学校				
	学級数	人数			合計
		1年	2年	3年	
知的障害	7	10	5	11	26
肢体不自由	1	1	0	0	1
弱視	0	0	0	0	0
難聴	1	0	1	0	1
身体虚弱	1	0	0	1	1
情緒障害	7	8	8	6	22
病弱(院内)	0	0	0	0	0
計	17	19	14	18	51

平成23年5月1日現在

特別支援学校在籍児童は、平成23年5月1日現在、市内で147人で、年々増加しています。

特別支援学校 在籍者数

単位:人

	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
合 計	126	125	131	131	135	147
幼稚部						
小計	5	3	1	2	3	6
盲学校	2	2	1	1	1	2
聾話学校	3	1	0	1	2	4
養護学校	0	0	0	0	0	0
小学部						
小計	38	42	42	49	43	47
盲学校	0	1	1	2	1	1
聾話学校	4	6	5	4	3	2
養護学校	34	35	36	43	39	44
中学部						
小計	28	29	28	32	38	38
盲学校	1	0	1	1	2	1
聾話学校	1	0	0	1	2	2
養護学校	26	29	27	30	34	35
高等部						
小計	55	51	60	48	51	56
盲学校	6	5	4	5	2	5
聾話学校	1	2	1	0	0	0
養護学校	48	44	55	43	49	51

各年度5月1日現在

第2節 障害のある人の抱える課題

1 障害者アンケート調査および事業所アンケート調査結果からの課題

障害者アンケート調査および事業所アンケート調査の結果からは、特に次の課題が重要といえます。

<障害のある子ども（18歳未満）の重要課題>

- 一貫した支援システムの構築
- 福祉と教育の連携による体制づくり
- 福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔軟なサービス提供
- 放課後・長期休暇対策の充実
- 進学・進路指導、就労支援の充実

<障害のある成人（18歳以上 65歳未満）の重要課題>

- 福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔軟なサービス提供
- 就労支援の充実

<障害のある高齢者（65歳以上）の重要課題>

- 災害時の援護対策

<事業所の重要課題>

- 人材確保への支援の充実
- 施設整備への支援の充実

<ライフステージに限らない重要課題>

- 障害や障害のある人への理解を深める市民啓発
- 身近でわかりやすい相談窓口の充実
- 障害のある人が外出しやすい環境整備
- 気軽に立ち寄れる居場所づくり

2 障害者関係団体等アンケート調査および代表者懇談会結果からの課題

障害者関係団体等アンケート調査および代表者懇談会の結果からは、特に次の課題が重要といえます。

1 市民啓発とボランティア活動

障害や障害のある人への理解を深める市民啓発（講座、広報、学校教育など）
ボランティア活動の充実・参加しやすい仕組みづくり

2 障害のある人が外出しやすい環境整備

生活環境におけるバリアフリー化の推進
外出支援の拡充

3 相談窓口の充実とわかりやすい情報提供

身近でわかりやすい相談窓口の充実（相談支援事業所等の充実）
相談窓口の専門性の向上
制度やサービス等に関する情報提供の充実および手段の多様化

4 医療の充実

発達相談のできる医療機関の確保
緊急時医療や老後の医療の充実

5 障害のある子どもへの施策のさらなる推進

一貫した支援体制の構築
教育現場における対応の強化
福祉と教育の連携強化

6 サービス基盤・人材の確保

地域、事業所、行政の連携
人材の確保と育成

7 就労支援と余暇

一般就労のための支援強化と福祉的就労
年齢を問わない交流機会、活動の場の確保

8 災害時要援護者対策の推進

災害時要援護者の把握
日頃からの防災意識の高揚、防災体制の充実

3 総合課題

本市における障害者施策の総合課題は次のとおりです。

1 権利擁護、相談体制および地域福祉の充実

障害のある人の人権が尊重され、自らの人生は自ら決定し選択することができ、地域社会においてその人らしい生活が保障されなければなりません。また、障害のある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談窓口の設置など支援体制の強化と相談窓口の周知、相談員のさらなる資質の向上が必要です。その上、サービス等に関するきめ細かでありわかりやすい情報提供の充実が求められています。さらに、障害や障害のある人についての市民の理解を深め、だれもが障害の有無や年齢に関係なく地域社会に参加でき、共に支えあい助けあうまちづくりが必要です。

2 障害のある子どもへの支援

子どもたち一人ひとりの多様な障害特性に応じた適切な療育や教育を幼児期から成人になるまで一貫して提供する仕組みづくりが必要です。また、障害を早期に把握し、一人ひとりの状態や特性、発達段階に応じた支援をいっそう充実させる必要があります。

3 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が自立し、人生の各段階に応じた必要な支援を継続的に受けながら、安心して生活できるよう、サービス提供の基盤と人材の確保を図る必要があります。また、本人や家族の高齢化への対応、重度障害のある人や行動障害のある人などのさまざまなニーズに合わせ、多様なサービスの提供体制を確保するとともに利用要件等を見直すなど柔軟な対応が求められます。

4 社会参加と就労機会の充実

障害のある人の社会参加のさらなる促進に向けて日中活動や余暇活動の支援など、さまざまな社会参加を支援していく必要があります。

また、就労相談の充実、企業への啓発、就労へ向けた訓練の充実、就労機会の確保および福祉的就労環境の充実に向けた取組を進め、進路相談から福祉的就労や一般就労に至る支援の連続性を確保する必要があります。

5 障害のある人にとって住みよい生活環境

障害のある人にとって住みよい生活環境をめざして、ユニバーサルデザインに基づき、交通環境や住環境、情報環境、公共的空間において障害に応じたさまざまな配慮がされたまちづくりを進める必要があります。また、災害時要援護者対策を充実させる必要があります。

6 地域ケアにおける多様な主体の連携

湖東福祉圏域において、構成する 1 市 4 町と湖東地域障害者自立支援協議会が中心となって、障害福祉サービス事業所や関係機関、市民団体等とともに連携し、障害のある人一人ひとりのニーズや専門的なケア、地域での見守りなどに応える総合的な地域ケアの仕組みを充実させる必要があります。

第 3 章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

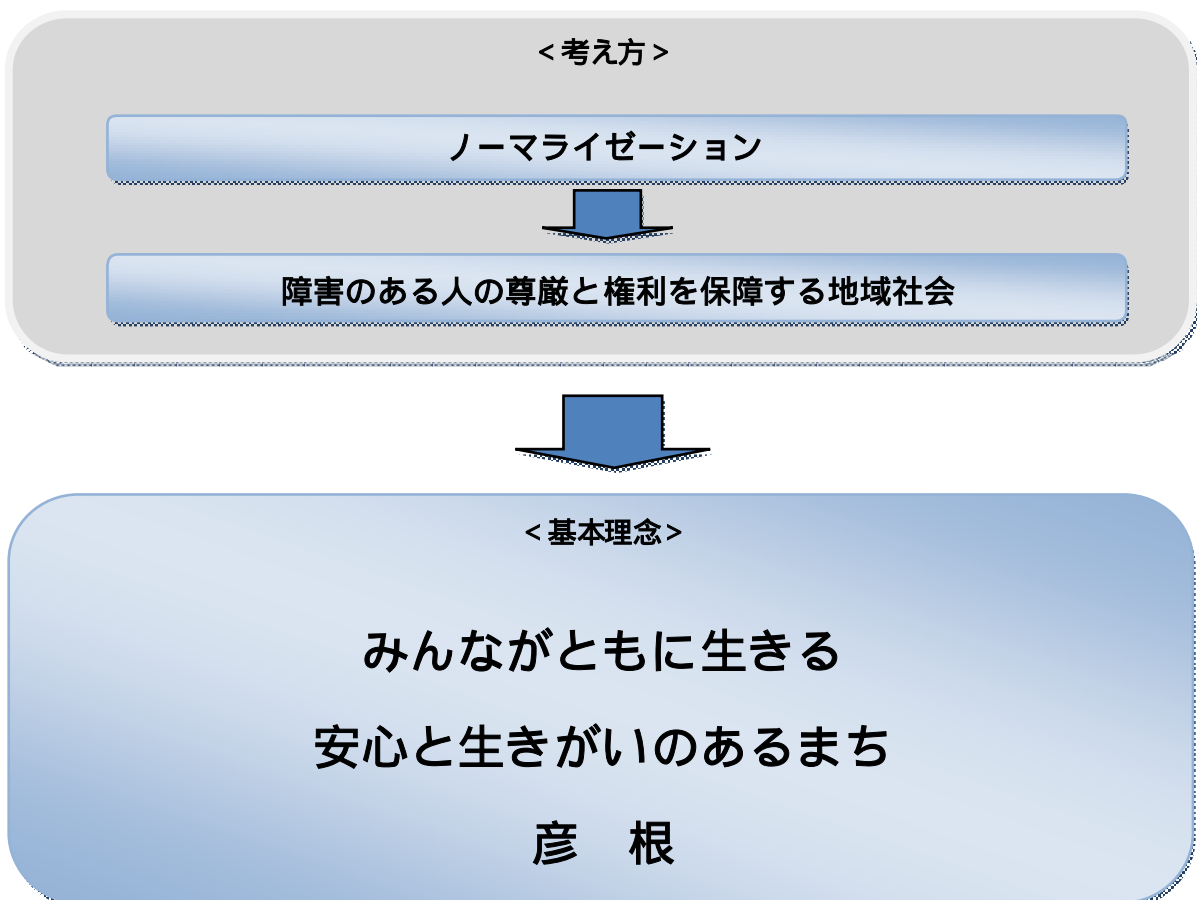
国では現在、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約である「障害者の権利に関する条約」の締結をめざし、障害者制度の集中的な改革が行われており、さまざまな国内法の整備が進められています。特に、障害者基本法の改正では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とうたっています。

この理念や考え方は、障害のある人が障害の状態に関わらず普通に生活できるのが通常社会であり、人々がお互いを認め合い、ともに生きる社会を築いていくというノーマライゼーションの理念に根ざしています。

本計画では、このノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会をめざし、基本理念を掲げます。

そして、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、教育、保健・医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちをめざします。また、そのために彦根市やサービス事業所、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域づくりを進めます。

このため、本計画の基本理念は「みんながともに生きる 安心と生きがいのあるまち 彦根」とします。



第2節 基本方針

アンケートや懇談会の結果、国の法改正等今後の障害者制度改革の動向を踏まえ、本計画においては、次の5つの基本方針を掲げ、これらに沿って具体的な施策を展開します。また、これらを推進するための地域ケア体制の充実を図ります。

1 身近で見守り支える体制づくり

障害のある人の人権を尊重し、その人らしい生活を支援するため、きめ細かな情報提供に努め、身近で相談しやすい相談窓口の充実を図るとともに、相談が的確で迅速な支援に結びつくよう、相談と支援のネットワークを築きます。さらに、みんなが支えあう、市民主体の地域福祉活動を促進します。

2 子どもの成長を一貫して支える支援の仕組みづくり

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、市民のだれもが理解し合い、みんなで育てるまちづくりを進めます。また、療育や保育、教育、福祉、就労などの連携を図り、一貫した支援システムを構築します。

3 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供

障害のある人のさまざまな特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、サービス事業所と市の連携強化を図ります。

4 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実

障害のある人が生きがいをもってその人らしく暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。また、行政とサービス事業所、企業等が連携して、福祉的就労や一般就労などその人らしく働ける機会の拡充をめざすとともに、障害特性に合わせた就労が継続できるよう、障害のある人自身の力が発揮できるための支援や職場環境づくりへの支援を進めます。

5 安全・安心の地域づくり

障害の有無に関わらず安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設等にバリアのないまちづくりを進めるとともに、さまざまな障害に対応した案内や広報に努めます。また、災害時に自力では避難できない人を日頃から見守り、安全なまちづくりを進めます。

第 4 章 各施策

施策の体系

第1節 身近で見守り支える体制づくり	(1)権利擁護	
	(2)相談・支援体制	相談・支援 情報提供の推進
	(3)市民啓発	人権尊重の推進 啓発・広報活動の推進 福祉教育・福祉学習の推進
	(4)ボランティアおよび市民活動	地域福祉活動の推進 ボランティア活動の振興 地域交流の推進
第2節 子どもの成長を一貫して支える支援の仕組みづくり	(1)彦根市発達支援システムの構築	
	(2)療育、保育	母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応 療育の推進 障害児保育・就学前教育の推進
	(3)学校教育と進路指導	障害のある子どもへの教育の充実 教育相談、就学・進路指導の充実
	(4)休日、放課後、長期休暇中の支援	
第3節 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供	(1)地域生活を支えるサービス	自立支援給付によるサービス提供 地域生活支援事業等によるサービス提供 家族介護者への支援 各種手当等の支給と利用者負担の軽減
	(2)保健・医療	健康増進と中途障害への対応 医療・リハビリテーション 自立支援医療の給付、医療費の助成等
第4節 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実	(1)多様な日中活動や余暇活動への支援	多様な活動機会の確保 生涯学習の推進 文化・芸術活動への支援 スポーツ・レクリエーション活動への支援
	(2)就労支援	企業啓発等による雇用の促進 就労相談・支援体制の充実
	(3)職業リハビリテーションと福祉的就労環境	職業リハビリテーションの充実 福祉的就労環境の充実
第5節 安全・安心の地域づくり	(1)福祉のまちづくり	情報環境の充実 福祉のまちづくりの推進 公共交通の環境整備 道路の安全性・快適性の確保
	(2)防災・防犯	防災対策 防犯対策
	(3)住環境	

第 1 節 身近で見守り支える体制づくり

(1) 権利擁護

現状と課題

本市は、彦根市民憲章において、人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくることをうたい、彦根市人権尊重都市を宣言し、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定して、人権尊重のまちづくりを推進しています。しかしながら、障害のある人に対する正しい理解と認識が未だ十分とは言えず、誤解や偏見の他、虐待などの人権侵害等、課題も少なくありません。

こうした中、現在国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて推進されている障害者制度改革において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成 24 年 10 月から市町村に障害者虐待防止センターの設置が義務付けられました。また平成 25 年には「障害者差別禁止法案」の国会上程が予定されており、本市においても障害のある人の権利擁護をいっそう進める必要があります。

現在の取組としては、日常生活等の相談に対して各関係機関での個別調整会議の開催や連携を通して障害のある人の支援を図るとともに、成年後見制度や市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業を活用して権利擁護を図っています。また、福祉サービス利用については、苦情に対して中立・公平な立場から相談、支援を行う「福祉サービス調整委員」を設置してその解決を図っています。

今後は、権利擁護の支援対象者把握と制度の周知、虐待防止システムの構築が必要です。

取組の基本方向

市障害福祉課において市障害者虐待防止センター機能を設けるとともに、虐待防止ネットワーク連絡会を設置し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行います。また、県社会福祉協議会の設置する「権利擁護センター・高齢者総合相談センター」(淡海ひゅうまんねっと)や市社会福祉協議会、指定相談支援事業所などの関係機関と連携し、権利擁護システムが障害のある人にとって効果的に機能するよう取り組みます。さらに、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨を浸透させ、市民意識の高揚に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
各権利擁護のための制度等の周知	<p>県社会福祉協議会や市社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取組と合わせ、成年後見制度について広報ひこねや市ホームページ、パンフレットを活用した啓発を図り、これらの利用を促すとともに、市の各窓口や指定相談支援事業所等における相談の充実を図ります。</p>
障害のある人の人権擁護活動の推進	<p>「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨に基づき、市内公共施設への人権啓発塔の設置や、啓発誌、広報ひこね、各種講演会や講座等による市民啓発の充実を図るとともに、人権擁護委員会を中心に実施される人権週間事業や人権相談の開設について、広く市民に周知します。</p>
障害者虐待防止への取組	<p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を図るため、市障害者虐待防止センターを開設するとともに、障害者虐待防止ネットワーク連絡会を設置します。</p> <p>虐待防止を行うにあたっては、教育や福祉、保健、医療、警察、相談支援事業所など関係機関の緊密な連携を図り、障害のある子どもの虐待防止は子ども青少年課、障害のある高齢者の虐待防止は介護福祉課と市地域包括支援センター、その他の障害者虐待は障害福祉課が所管して実施します。また、虐待を行う養護者に対して相談等を行い、精神面と介護面の負担の軽減を図る他、障害者虐待に係る通報義務等について市民啓発を行います。</p>
福祉サービスの利用支援	<p>自ら判断する能力が十分でない知的障害や精神障害のある人等が自立し安心して地域生活を送ることができるよう福祉サービスの利用支援に努めます。</p>
職域における障害のある人の権利擁護	<p>障害のある人の就労に際して、雇用時や就労条件、職場での権利擁護のための方策を検討します。</p>

(2) 相談・支援体制

相談・支援

現状と課題

障害のある人にとっては、福祉サービスの利用等だけでなく、生活全般についての相談に対応する体制整備が必要です。障害者アンケートの結果では相談に関して、小さなことでも気軽に相談できる窓口や総合的な相談窓口、専門的な窓口へのニーズが高いことがわかります。

湖東福祉圏域の相談支援機関としては、障害種別に関わりなく対応しピアカウンセリングも実施する彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ 21」と、精神に障害のある人等に対応する地域生活支援センター「まな」があり、多様な相談業務を行っています。平成 22 年 12 月に制定された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、平成 24 年度からは障害福祉サービス利用にかかるサービス利用計画作成対象者が大幅に拡大され、また市町村に基幹相談支援センターが任意設置できるようになること等を踏まえ、相談支援機関の拡充など相談支援体制の一層の充実を図る必要があります。

市障害福祉課では、手話通訳者や精神保健福祉士を配置して相談支援の充実に努めてきました。

障害や相談内容等は広範で多岐にわたっているため、相談支援に関するより高い専門性が求められています。

取組の基本方向

障害のある人やその家族が、地域のより身近な所でさまざまな問題や悩みについて気軽に相談できるように努め、個々の心身の状況や環境に応じた的確で多様な助言、サービスの情報提供とサービス資源へ結びつける調整等を行い、生活支援の充実に努めます。また、利用促進を図るために、相談窓口の周知を行います。

事業・取組内容

事業・取組	内容
相談窓口の充実	障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者への業務委託による相談窓口の開設と拡充を図るとともに、障害福祉課における相談支援の充実に努めます。また、市関係部局との連携を図ります。

相談支援体制の充実	障害のある人がライフステージを通じて、また、個々の心身の状況や環境に応じた的確で多様なサービスが受けられるよう、湖東地域障害者自立支援協議会において中立・公平な相談支援事業の推進と関係機関の連携強化を図り、個々の機能による役割を担っていきます。さらに、広域的なサービス・支援体制がより効果的に機能するよう調整し、さまざまなケースへの対応に努めます。
訪問相談の実施	障害特性に応じて、訪問など柔軟な方法での相談に努めます。
各種の福祉や保健に関する専門相談の充実	市福祉事務所、市地域包括支援センターや市健康推進課において各種の福祉や保健に関する専門的な相談や指導の充実を図るとともに、国・県等の各種専門機関や医療機関との連携に努めます。
人材の育成	障害のある人の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士、精神保健福祉士等がより専門的に相談・支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図るとともに、関係機関の専門職員との連携強化に努めます。また、外国籍市民に対応できる人材の確保をめざします。
市民による相談活動の促進	民生委員・児童委員や障害者福祉推進員（障害者相談員）、ボランティアによる身近な相談活動を促進します。
相談支援機関等の連携	保健・医療・福祉、教育、労働などの分野にまたがる相談に応じるため、市関係部局間や相談支援機関およびサービス提供事業所間の連携強化を図り、相談支援のネットワークを確立します。また民生委員・児童委員など地域で障害のある人を見守る市民と指定相談支援事業所のネットワーク構築に努めます。

湖東地域障害者自立支援協議会

湖東福祉圏域(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)に居住する障害のある人のために、保健・医療・福祉、教育、就労等の各種サービスを総合的に調整、推進することを目的とした中立・公平な立場の協議会。

<主な事業>

- ・ 障害のある人のニーズやサービス供給体制の問題点の把握、課題解決のための検討を行う。
- ・ 各種ケースへの処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供要請を行う。
- ・ サービス提供後の評価や新たなサービス、施策の開発を行うとともに、関係機関への要望・助言を行う。
- ・ 「障害福祉計画」の推進のための協議など

<主な構成機関>

圏域の指定相談支援事業者、障害福祉関係施設、障害者団体、各種就労支援関係機関、特別支援学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会連合会、各市町障害福祉担当課、各市町教育委員会学校教育担当課、湖東健康福祉事務所 等

情報提供の推進

現状と課題

障害福祉サービスや制度についての情報提供は、主に「障害福祉のてびき」の配布や広報ひこね、市ホームページへの記事掲載により行っていますが、情報提供機会の拡大や視覚・聴覚・知的・発達など障害種別に応じた伝達方法等の工夫などさらなる充実が必要です。

取組の基本方向

各種制度やサービスの周知を図ります。また、サービスを必要とする人に、現在利用できるサービスの種類や内容、利用手続き等の情報が必要なときに、わかりやすく提供できるよう努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
「障害福祉のてびき」の発行	障害のある人が各種福祉サービスを利用したり、社会参加を支援するための制度等の活用を促進するために、サービス・制度等の内容や手続きの方法がわかりやすい内容となるよう努めます。
インターネット等を活用した情報提供	障害のある人が市ホームページにより、福祉関連情報をはじめとする行政情報等を簡単に入手できるよう、その内容の充実に努めます。
障害者団体や障害者福祉推進員への情報提供	各種障害者団体や障害者福祉推進員（障害者相談員）への福祉関連情報の提供やサービス・制度等の説明を通じて、できるだけ多くの障害のある人に情報提供できるよう努めます。
難病患者・高次脳機能障害のある人等への支援	難病患者への支援について、湖東地域重症難病患者支援対策会議でのネットワークの構築をはじめ、県や医療機関とも連携しながら生活支援対策の充実を図ります。また、県や医療機関等が実施する難病や高次脳機能障害についての各種支援事業に関する対象者への情報提供に努めます。

(3) 市民啓発

人権尊重の推進

現状と課題

すべての人々が国籍や性別、年齢、障害の有無などに関係なく暮らせる社会が通常社会であるとするノーマライゼーションの考え方は障害者福祉施策の実施だけでなく、すべてのまちづくりの根本であり、互いの人権を尊重し合うまちづくりに通じます。

人権尊重の取組については、市民や企業等に対して、障害のある人や高齢者、女性、子ども、外国籍市民などに対する人権問題や同和問題について、さまざまな啓発や教育を総合行政として行ってきましたが、今なお差別事象があることから、今後も一層の推進が求められます。

取組の基本方向

市民・地域・企業・関係機関・行政が協力・連携して、地域社会のあらゆる場で市民の人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取組を進め、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会をめざします。

事業・取組内容

事業・取組	内容
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃に向けて、家庭、地域、学校、企業などとの協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を進めます。
学習機会の提供	人権問題通信講座や人権集会・地区別懇談会等、市民の主体的な学びの機会に、障害や障害のある人を正しく理解するための教育や啓発を行い、ノーマライゼーションの理念等の普及啓発に努めます。また、あらゆる人権問題の解決に向けて、学習機会の提供と指導者の育成に努め、市民の人権意識の高揚を図ることで障害のある人の人権が尊重されるまちづくりにつなげていきます。

啓発・広報活動の推進

現状と課題

障害者アンケート結果によると、「彦根市に力を入れて欲しい取組」の上位に、障害に関する市民啓発があがっています。

本市ではこれまで広報ひこねによる啓発や「障害者週間」における啓発活動、世界自閉症啓発デーによる啓発を行い、平成23年には市制75周年記念事業の一つとして「ヘレン・

ケラー来彦 75 周年障害者のつどい」を開催して、広報・啓発に努めてきました。さらに、障害のある人自身や関係団体の取組も成果をあげており、障害や障害のある人についての理解は徐々に広がっているものの、精神障害や発達障害などまだ十分とは言えない領域もあり、周囲の理解不足から不利益が生じたり、十分な支援が受けられないなどの状況もあります。このため、障害のある人もない人もできるだけ多くの人々が交流できる機会の拡充を図るなど、理解を深める機会をさらに増やして行く必要があります。また障害のある人の社会参加や就労の観点から企業や経済団体の理解と協力が重要です。

取組の基本方向

市民一人ひとりが障害や障害のある人についての正しい理解と認識を持てるよう、関係団体・機関、障害のある人の家族の協力も得ながら、市民や企業、各種団体への広報・啓発を展開します。また、障害者団体、サービス事業所の活動の紹介や、まだ認識が高いとはいえない精神障害や発達障害等に関する啓発に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
広報等の活用	「広報ひこね」や「市ホームページ」等を活用し、障害者施策等について紹介するなど、障害のある人が安心して生活できる地域づくりのための啓発・広報に努めます。また、障害者週間等における特集記事の掲載により、障害に関する理解の促進に努めます。特に、市民の認識がまだ十分とはいえない精神障害や発達障害等については、障害についての正しい理解とその対応等について学習会の開催等により啓発や広報に努めます。
啓発パンフレットやチラシ等による啓発	広報紙やホームページなどの媒体を活用するとともに、福祉イベントなどにより、地域福祉や障害福祉に関する情報提供を行います。
啓発のための体制整備	企業や団体に対する啓発のための市および関係機関との連携体制を整備します。
障害者虐待防止の周知	障害や障害のある人についての理解を促進し、障害者虐待を防止するため、有効な周知啓発方法を検討し実施します。
障害者週間等における啓発	障害者週間・世界自閉症啓発デー等における啓発活動の強化を図ります。

福祉教育・福祉学習の推進

現状と課題

市民が福祉を学ぶ機会として、これまで市内全小中学校において福祉ふれあい校の指定による活動を進めてきました。また市社会福祉協議会との連携により、市民に実践的な学習機会を提供してきました。今後は地域住民が地域の抱える問題を自分自身の問題と認識し、より積極的に主体的に問題解決に関わっていく意識を持つための一層の取組が求められます。

取組の基本方向

市民一人ひとりが自主的・主体的に地域福祉の担い手である自覚を持ち、地域福祉活動に参加できる地域づくりをめざし、学校教育や社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座などの受講機会の一層の取組を図ります。

事業・取組内容

事業・取組	内容
市民への啓発	小地域で地域住民を対象として開催する福祉講座等の機会を通じて啓発を行います。また市内高等学校、大学の生徒・学生も対象とした学習機会の提供も検討します。
小中学校の活動充実	障害福祉団体や障害福祉施設、社会福祉協議会等との連携を図りながら、市内全ての小中学校において、障害当事者の話しを聞くなど、常に障害当事者の背景をイメージした福祉教育・学習を推進していきます。
幼稚園、保育園での取組	幼児教育や保育の場において、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。

(4) ボランティアおよび市民活動

地域福祉活動の推進

現状と課題

障害者アンケート結果によると、障害のある人には一人暮らしや高齢者のみの世帯も少なくありません。また、近所づきあいが無い世帯もあります。日常生活の困りごとや見守り、災害時の対応においては、市や事業所による支援だけでは不十分な場合もあるため、本市では学区（地区）社会福祉協議会を拠点として、小学校区や自治会単位、またはさらに小さな単位でのサロン活動や声かけ・見守りなどを行う小地域福祉活動が行われています。また、各小学校区、自治会単位での福祉講座等の開催など、地域の課題を明らかにしていく取組も展開されています。さらに、市内選出の県身体障害者相談員と県知的障害者相談員、また各小学校区に数名ずつ配置する市障害者福祉推進員による相談活動を行っています。なお、平成24年4月から身体障害者相談員および知的障害者相談員の委託権限が県から市へ移譲されるため、これら相談員と市障害者福祉推進員とを合わせた相談体制となります。

今後は、「彦根市地域福祉計画」を基本に、支援が必要な障害のある人の身近な地域社会において、市民同士のつながりを強め、小地域での見守りや福祉活動の活性化を図る必要があります。

取組の基本方向

学区（地区）社会福祉協議会を中心に展開されている身近な生活圏における小地域福祉活動の充実と活性化を支援します。また、そのため学区（地区）社会福祉協議会の基盤強化やリーダー等の人材育成を支援します。

さらに「彦根市地域福祉計画」を基本に、市民が地域での話し合いなどを通じて、支え合い、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域における見守り、福祉活動のネットワーク化を図り、障害のある人が安心して暮らせる小地域をつくっていただけるよう、市社会福祉協議会と連携し支援に努めます。

また、地域での相談活動がより活発化するよう市障害者福祉推進員制度の見直しについて検討します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
社会福祉協議会の活動支援	市社会福祉協議会が実施する地域福祉ふれあい事業をはじめ、小地域福祉活動による福祉ネットワークづくりなどによる福祉のまちづくりを推進する各種事業に対して助成を行い、地域福祉の根幹を担う組織として連携強化を図ります。
小地域福祉活動の充実支援	学区（地区）社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動が自治会や地域の福祉団体等との協働によりネットワーク化され、地域で支え合い助け合える地域づくりを推進する事業を支援します。また、この地域のネットワークにおいて地域リーダーの発掘や育成に努めます。
地域福祉活動計画の取組の推進	「地域福祉計画」と連動して市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」に合わせて、小地域福祉活動や体制整備を体系的に構築しながら、地域福祉に携わる団体・機関・ボランティア等との連携を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めます。
障害者福祉推進員（障害者相談員）活動の充実	障害のある人の自立についての相談に応じ、必要な指導や助言を行い、合わせて関係機関との連携を図り、地域福祉活動を推進するとともに、その活動を活発化するため、推進員と相談員の制度見直しを行います。また、民生委員・児童委員と各相談支援事業所等との連携を促進します。
民生委員・児童委員等の活動支援	各種相談・支援活動や委員の資質向上を図るための研修事業等を支援するとともに、学区（地区）社会福祉協議会や自治会等と連携した地域福祉活動を行う単位民生委員・児童委員協議会等の活動支援を通じ、地域での支え合いづくりの推進を図ります。また、民生委員・児童委員と各相談支援事業所等との連携を促進します。

ボランティア活動の振興

現状と課題

ボランティア活動は障害のある人の日常生活を支える重要な力であり、本市でも多くの市民がボランティアとして活動しています。本市では、ボランティアについての、市や県の情報を市民へ提供し、市民が福祉活動に取り組めるよう支援しています。また学校教育におけるボランティア活動や福祉教育、市民向けボランティア講座の開催、小地域での福祉活動への支援などの結果、ボランティア意識が高まり、その担い手づくりが活性化し、自治会単位でのボランティアグループの結成もみられるようになっていきます。

しかし、障害のある人をはじめ関係団体のニーズは多岐にわたり、より多くの市民が自主

的・主体的に地域福祉活動へ参加できる仕組みづくりと地域福祉力のネットワーク化が必要です。

ボランティア活動のリーダー的存在である、民生委員・児童委員の他、障害者福祉推進員（障害者相談員）等が活動していますが、各組織の体制強化と活動の連携を図る必要があります。

NPO（民間非営利団体）等の活動の拠点・交流の場となっている「ひこね市民活動センター」には、福祉や教育、環境など幅広い分野で活動する約40の団体やグループが登録しています。市では、センターの事業や催し物の情報を広報ひこね等に掲載し情報発信するなど連携を図っています。

取組の基本方向

だれもが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開発、市民の持っている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネートの体制づくりなど、市社会福祉協議会を中心に取組まれているボランティア活動において障害のある人を対象とした活動が育成されるよう支援します。

また、地域での相談や情報提供活動を担っている民生委員・児童委員、障害者福祉推進員（障害者相談員）をはじめさまざまな当事者団体などによる市民活動の育成に向けた支援を充実します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
ボランティア活動への支援	市民活動への助成など多様な支援を行うとともに、身近な地域における障害者支援のボランティアの養成とボランティア活動の調整機能の充実を図ります。また、幅広い地域住民の参加を促進するためにボランティア活動に対する意識の高揚に努めます。
市民へのNPO情報の提供	NPOの活動に対する市民の理解を深め、自発的な取組の活性化を図るため、ひこね市民活動センター等と連携し、活動に関する啓発や情報提供を行うとともに、活動支援のあり方についても検討します。 また、市社会福祉協議会において市民活動に関する事例やノウハウなどの情報を収集・整備し、広報紙やインターネット等を活用して提供します。
学校等におけるボランティア活動の推進	豊かな人間性や社会性を育む教育活動として、福祉やボランティアに関する学習を深めるとともに、地域社会や学校の実態に応じた福祉・ボランティア活動の推進に努めます。
福祉教育実践プログラムの構築	福祉施設や事業所、ボランティア、関係機関等の連携による福祉教育実践プログラムを構築し、福祉に対する理解が市民に浸透するよう努めます。

地域交流の推進

現状と課題

障害や障害のある人に対する正しい理解を広め、地域社会で生活する障害のある人への支援活動を促進していくためには、地域で障害のある人もない人も交流する機会が重要です。障害者アンケート結果によると、余暇活動に必要なことの最上位に、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所がほしい」という希望があがっています。

本市では、市社会福祉協議会が行う「いきいき安心推進事業」で、障害のある人の社会参加を促進する取組として、学区（地区）社会福祉協議会単位でふれあい活動が展開されています。今後は、障害のある人もない人も地域みんなの一層の参加と、その後の認識の高まりや福祉活動の活性化につながるよう内容の充実が求められています。

取組の基本方向

市社会福祉協議会、関係団体、サービス事業所と連携して、障害のある人もない人も地域みんなが交流する機会を拡充するとともに、参加の呼びかけを進めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
いきいき安心推進事業	学区（地区）社会福祉協議会による福祉講座の開催やサロンおよびふれあい活動が学区ごとに、より活発に運営され、参加者が拡大するよう支援します。
障害のある人もない人も参加できる交流機会の充実	障害のある人とない人との相互理解を深め、交流を促進するため、市社会福祉協議会、学区（地区）社会福祉協議会、各自治会と連携し、ともに楽しめる文化芸術やスポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。
障害福祉施設の地域開放の促進	障害福祉施設が地域の社会資源として活かされるよう、地域への開放を促し、施設やその利用者に対する市民の理解を深め、支援が得られるよう努めます。
気軽に過ごせる居場所づくり	障害のある人が日常的に気軽に過ごせるとともに、障害の有無に関わらずさまざまな市民が交流できる居場所を確保し、地域交流を進めます。

第 2 節 子どもの成長を一貫して支える 支援の仕組みづくり

(1) 彦根市発達支援システムの構築

現状と課題

発達障害者支援法により、発達障害のある人への支援に法的な根拠が与えられました。またその後、障害者基本法や障害者自立支援法においても、発達障害が支援対象として明確に位置づけられました。しかし、社会的認知がまだ十分に広がっているとは言えない中、本市においても早期発見と生活全般への支援に向けた取組が必要です。

発達（成長）において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者にアンケートを実施したところ、発見から支援、また保健、保育、教育、進路選択の各過程において保護者がさまざまな悩みや課題を抱えていることが明らかになりました。

発達障害のある子どもは、年々増加傾向にあり、現在のところ従来の療育事業や、保育園や幼稚園での受入、特別支援教育での対応を行っています。

療育については対象児童の増加による事業の拡大が求められています。また、保育園、幼稚園、小中学校においては専門職種による教職員への指導・支援体制が課題となっています。さらに、学齢期以降における進路や就労等の社会参加、生活支援も課題となっています。

また、保護者や子どもにかかわる大人の発達障害についての正しい理解や認識は、早期対応やその後の成長に大きく関わることから周知・啓発も重要です。

これらの課題を踏まえつつ、今後は教育、保健、福祉の分野を横断した継続的で多面的な支援が行える「発達支援システム」が必要となっています。

取組の基本方向

できるだけ早期に発達支援システムを立ち上げ、発達障害のある子どもの出生から成人以降までの発達を継続的に支援するため、早期療育や保育、教育、福祉、就労支援の連携の緊密化を図るとともに、保護者支援等を行う相談支援体制や各種事業の充実に努めます。

また、必要な支援が子どもの成長に伴って連続して提供できるよう、彦根子ども療育センターや保育園、幼稚園、学校、その他県関係機関などとの連携によって、子ども一人ひとりの個別支援計画の作成を行います。

さらに、発達障害のある子どもの発達および円滑な社会生活を促進するため、乳幼児の保護者をはじめ、より多くの市民を対象に発達障害について正しい理解の普及を図るとともに、相談支援体制の強化に努めます。

また、当事者グループや自助グループに対してその活動が継続されるよう促します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
発達支援システムの構築	発達において支援が必要な人に対して、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健や福祉、医療、教育、就労の関係機関の連携による支援を提供する発達支援システムを構築します。
継続的・計画的な支援	発達障害のある子どもを対象に、一人ひとりの実態把握を行った上で成長に応じた継続的・計画的な支援サービスを提供します。そのため、市においては健康推進課や彦根子ども療育センター、障害福祉課、教育委員会が一体となって取り組み、臨床心理士や医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、教員、保育士などが必要に応じて参加する体制整備をします。
サポートファイルによる継続的な支援	障害のある子どもの成長や障害特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用するサポートファイルを導入し、有効な活用を諮ります。
支援内容の充実	<p>発達障害のある子どもへの支援は母子保健や療育、保育、特別支援教育等による指導、不登校の子どもへの対応、在宅サービス、コミュニケーション支援、就労支援、精神保健に関するものを含むものとし、これらの指導や支援の有機的で効果的な組合せによる総合的支援を図ることをその内容とします。特に、保育園、幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先や就職先、福祉施設へ、子どもの特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携に努めます。</p> <p>当事者グループや自助グループに対して、その活動の紹介や、事業等への後援などの方法により支援を行います。</p>

(2) 療育、保育

母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応

現状と課題

障害のある子どもへの支援については、保健・医療や保育、療育、教育、福祉の分野を横断した適切な支援が必要です。

本市では、乳幼児健康診査をはじめ各種母子保健事業により、乳幼児期から障害のある子どもの早期発見と養育支援を行っています。また、地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対して週 1 回相談日を設けて相談に応じるとともに、ひろば事業では、親子のふれあいや交流等を図っています。

また、保育園や幼稚園、学校などでは気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、療育の場へつなげています。今後は障害のある子どものこころとからだの健やかな成長のために、市関係各課および関係機関との連携強化による継続的な取組が必要です。

さらに、安心で安全な分娩に対する取組にはじまり、障害の早期発見、必要により早期治療、リハビリテーション医療へつなげていくためには、母子保健施策のさらなる推進が必要です。

このため、本市では妊娠中の異常または疾病の早期発見・早期治療のため妊婦一般健康診査や訪問指導等を実施しており、乳幼児健康診査の受診率は、各健診とも 90%を超えています。また、未受診児についても、通知や訪問等により状況把握に努めています。今後は専門性の向上なども視野に入れ、医療機関等との連携強化を念頭においた本人と保護者への支援が求められています。

取組の基本方向

発育・発達の上で大きな節目となる 4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月の乳幼児に対して、集団健康診査を実施し、適切なアドバイスを行うことで、疾病の早期発見・早期治療、子どもの健全な育成を支援します。また、母子保健と療育、保育、学校保健などとの連携強化を進めます。

また、障害の早期発見のため、母子保健事業について、今後医療機関などの関係機関や地域との連携を一層密にし、安心して分娩・出産・育児ができる支援体制の充実に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
乳幼児健康診査	発育・発達の上で節目の時期に健康診査を行うことで、疾病の早期発見・早期治療、子どもの健全な育成を援助します。また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つような相談内容の充実に努めます。

要観察児相談	健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、子どもの成長をみながら適切なアドバイスを行い、疾患の早期発見・早期治療につなげます。また、健やかな子どもの成長を促進するために、保健師による個別相談を実施します。
療育相談	主として運動面に遅れがあると疑われる子どもに対して専門医による診察を行い、疾病の早期発見・早期治療、療育へとつなげるよう支援に努めます。
精神発達相談	発達障害がある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。今後とも、発達相談員による、相談の充実に努めるとともに、保育園・幼稚園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。
子育て相談	子どもセンターや彦根乳児保育所の地域子育て支援センターでは、定期的に子育て相談とふれあい・交流事業を進める他、保育園では地域の保護者に対する子育ての適切な指導・相談を行い、乳幼児の健全な育成の支援に努めます。
学校保健等の連携と推進	就学期間にある身体障害や知的障害のある児童や生徒、発達障害のある子どもについて、母子保健や療育施設、保育園、幼稚園との情報交換や医療との連携を図るとともに、学校保健における健康管理と特別支援教育のもとで支援対策の充実に推進します。
人材の育成	母子保健や保育、教育に携わる支援者が、障害についてより専門性を高め、知識や情報を習得していくため、研修等の充実に努めます。
<u>妊娠・出産に関する支援</u>	<u>妊娠・出産について、ハローベビー教室、妊産婦訪問指導、妊婦健康診査に取り組みます。</u>
新生児訪問指導	訪問を希望する新生児（未熟児含む）のいる保護者および関係機関から連絡のあった家庭に、必要に応じて発育・栄養・育児・生活環境・疾病予防等の訪問指導を行い健やかな成長を促進します。
乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児がいる家庭を、子どもが4か月になるまでに訪問し子育てに関する情報提供を行い、必要に応じて助言やサービス提供につなげます。
障害の早期発見	乳幼児健康診査や発達相談、保育園・幼稚園への巡回支援相談等により障害の早期発見・早期療育に努めます。また、医療機関や保育園、幼稚園、小学校と研修、情報交換を進めます。

療育の推進

現状と課題

本市では、母子保健事業として子育て教室を行っており、また療育の拠点である子ども療育センターでは、より専門的な療育通園事業であるあすなる教室（現行では児童デイサービスおよび個別相談等）と親子療育教室つぼみを開設しています。これまで、受入人数の拡大に努めてきましたが、引き続き多様なニーズへの対応などさらなる拡充が必要です。

今後は、療育等についての市民や保護者の理解を促すとともに、より効果的な早期療育を行うため、障害の早期発見や情報提供、相談体制の整備など取組の充実が求められています。

取組の基本方向

早期療育については、障害のある子ども本人に対するサービス内容はもとより、保護者の障害受容や療育に対する理解がその効果を大きく左右するため、このことを念頭においた相談・支援体制の充実に努めます。また、対象者の増加など必要に応じて事業の拡充を図っていきます。平成24年4月から児童デイサービスを児童発達支援へ移行させるなど、児童福祉法改正への対応も行います。

事業・取組内容

事業・取組	内容
子育て教室	精神発達面に課題のある親子を対象に、親子で楽しく遊ぶことを通じて、子育てを支援するとともに、親同士の交流を通じて情報交換等が促進される子育て教室を実施し、今後も必要に応じて事業の推進を図ります。
療育通園事業あすなる教室（児童発達支援等）	障害やその疑いのある乳幼児に早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し持てる力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また相談に応じるなど障害のある子どもを抱える家族への支援に努めます。 さらに、発達障害への対応の強化を視野に入れ事業の推進を図ります。
親子療育教室つぼみ	親子で参加する療育事業として、育ちの気になる子どもを対象に随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。

障害児保育・就学前教育の推進

現状と課題

市内の保育園と幼稚園では、障害のある子どもの受入を行うため、子どもの障害の程度に合わせ市独自の基準により保育士や教職員を配置しています。

発達障害のある子どもを含め、対象となる子どもは増加傾向にあります。また、保育を行う上で、子ども一人ひとりに対するより緊密な関わりが求められているため、職員に対する専門的な支援も必要となってきました。

さらに、医療的ケアの必要な子どもの保育に必要な看護師の配置や施設の改修など障害のある子どもを含めた児童福祉の充実を図る上で、これまで以上に各施設の負担が増加しており、民間施設への助成についても検討が必要です。

また、就学前のことばに障害のある子どものための言語訓練・指導教室（ことばの教室）を開設しており、より利用しやすい環境整備が求められています。

取組の基本方向

障害のある子どもの保育と就学前教育を充実するために、保育士や教職員の資質の向上や体制整備を行うとともに、必要となる保育・教育施設の整備など保育環境等の充実に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
障害児保育の充実	<p>障害児保育を実施している保育所において、障害に応じた保育士、看護師の配置に努めます。保育施設の整備などの保育環境の充実を図ります。</p> <p>また、家庭・主治医や専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育内容の一層の充実に努めます。</p>
障害のある子どもの保育・教育環境の整備	<p>障害児保育や教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、保育所等訪問支援を実施し、巡回相談や指導の機会を設けるとともに、障害のある子どもへの適切な保育・教育を実施します。</p> <p>また、今後設置を検討するこども園においても、障害のある子どもの保育・教育環境向上に関する協議を十分に行います。</p>
就学前教育	<p>心身の障害や病弱・虚弱な幼児を幼稚園で受け入れ、心身の状態や発達に応じた就学前教育の提供を図ります。</p>
ことばの教室	<p>ことばに障害のある就学前の子どもに対して、言語訓練等を通してその遅れや障害の改善を図るため「ことばの教室」を開設し、その実施にあたっては、子どもだけでなく保護者の支援も併せ精神面にいっそう配慮して、より利用しやすい環境整備を検討します。</p>

(3) 学校教育と進路指導

障害のある子どもへの教育の充実

現状と課題

本市では、発達障害を含む障害のあるすべての児童生徒を対象とした教育的支援を行っています。

障害のある子どもの保護者に対しては、就学相談を行い、また特別支援教育専門家チームを設置し、幼稚園や小学校、中学校に巡回訪問指導を行い教育相談や研修を行っています。

今後も障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、特別支援教育を含む発達支援システムの整備を図るとともに、施設整備、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上、さらに交流および共同学習の推進等を図っていく必要があります。

また、ことばの障害や発達障害のある児童生徒のため通級指導教室を開設しており、対象となる児童生徒の増加への対応が課題となっています。

取組の基本方向

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし自己実現を促進するために、本人や保護者の思いやニーズを大切にしながら、障害の状況に応じた適切な就学指導・相談を実施するとともに、教育・指導内容の充実に努めます。また、ライフステージを通じて教育ニーズに応じた計画的・継続的な指導が可能となるよう、教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育の充実に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
特別支援教育の推進	発達支援システムのもと、教育と福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実に努めます。また「個別の教育支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。
教育活動等の推進	自立し社会参加する資質や能力を育てるために、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流および共同学習を教育活動全体に位置づけて、計画的、継続的に推進します。また、特別支援学校や特別支援学級との連携の充実に努めます。
教育環境の整備	特別支援学級をはじめとして、教育環境をよりよくするため、教材や施設、設備等の整備充実に努めます。

通級指導教室(言語障害・発達障害)	ことばの障害や発達障害のある児童生徒に対して個別指導やグループ学習を通してその遅れや障害の改善を図るため通級指導教室を開設し、その実施にあたっては、子どもだけでなく保護者の支援も併せ精神面にいっそう配慮し、より利用しやすい環境整備を検討するとともに、その増設に努めます。
-------------------	---

教育相談、就学・進路指導の充実

現状と課題

障害のある子どもの保護者を対象にしたアンケート調査では、子どもの就学、就職等の進路に対する関心や不安が高くなっています。

教育相談・就学指導においては、本人に最も適切な教育の場に就学できるよう入学時の進路指導の充実に加え、卒業後の進路を念頭においた取組が求められることから、教育の分野だけでなく、一般就労や福祉施設の利用など卒業後の進路に関わる分野との連携を念頭におき、ライフステージ全体を視野においた指導が求められます。特に児童生徒とその保護者にとって就学や進路の判断を求められる就学時期や卒業を控えた時期は重要であり、保護者が必要とする適切な時期の情報提供と相談活動が求められています。このため、現在は体験入学、体験実習の取組、保護者等の特別支援学校教育相談への参加、小中特別支援学級担任者会主催による進路指導研修会の開催、児童福祉施設を含めた関係機関による個別支援会議などを行っています。

また中学、高等学校卒業後の進路については、学校と職業安定所、障害福祉サービス事業所など関係機関が幅広く連携し相談機能を充実させることが必要です。

取組の基本方向

子どもの状況に応じて個性や能力を伸ばし、特別な配慮のもとにきめ細かな教育が受けられるよう、教育相談・就学指導の充実に取り組みます。

また、本人の能力や希望に沿った進学・就学が実現できるよう、情報提供や体験の機会を充実させるとともに、それぞれの進路において継続性が確保されるよう、関係機関等との連携を強化しフォロー体制の充実に努めます。さらに、進学・就労の場の拡大に向けて、関係団体、事業所等との連携を強化し、本人の進路ニーズに応じた環境整備が推進されるよう取り組むとともに、就労環境や就学環境が充実するよう市内の企業や経済団体、学校などへの啓発に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
相談事業の充実	教育（就学）相談を通じて障害のある子どもの保護者の相談・指導を行い、専門家による特別支援教育推進委員会等において、障害の程度や状況に応じた教育対応や指導内容に関する相談事業の一層の充実に取り組みます。
職員研修の充実	幼稚園や小・中学校において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、障害のある児童や生徒に適切な教育や専門的な指導を行うために、教職員の研修等の一層の充実に努めます。
進路指導の充実	特に義務教育を終える中学校特別支援学級在籍生徒に対して、職場見学の機会確保に努め、また、県の認証発達障害者ケアマネジメント事業の委託を受ける相談支援事業所や働き・暮らし応援センターなど関係機関との連携を強化しながら積極的に社会参加を行い、自立した生活が可能となるよう指導を充実します。

(4) 休日、放課後、長期休暇中の支援

現状と課題

近年、ライフスタイルの変化や女性の社会進出に伴い、障害のある子どもの日中活動や休日・放課後の生活の充実に対するニーズも変化しつつあり、これまでの取組や事業についてもサービスがより効果的に提供されるよう検討が必要です。また、障害のある子どもは、家庭に閉じこもりがちのため、身近な場所で気軽に仲間と集える場の提供が求められます。

特別支援学校に通学している子どもをはじめ障害のある子どもの多くが、児童デイサービスや日中一時支援事業を利用していますが、学校と事業所が遠距離であるため通所手段の確保が困難なこともあります。

今後は障害のある子どもの障害特性に応じた指導員の人員や人材の確保により、身近な放課後児童クラブの利用を促進することも必要です。

また、障害のある子どもの長期休暇中の支援についても、児童デイサービスと日中一時支援事業で対応していますが、この期間は利用ニーズが急増するため、新たな事業所の開拓や既存事業所の定員増、人材の確保が必要です。

取組の基本方向

障害のある児童生徒の平日の放課後や休日、長期休暇中に対応し、放課後児童クラブでの受入の充実を図るとともに、放課後等デイサービス(平成24年4月以降)や日中一時支援事業の充実を図ります。

また障害のある子どもが身近な学校や地域で過ごすことができ、一人ひとりの生活に応じた支援ができるよう、各事業において、指導員の確保やボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
放課後児童クラブ	保護者が共働き等のため昼間にいない、小学生で障害のある子どもが遊びと生活の場として、放課後児童クラブをさらに利用できるよう、体制整備等に努めます。また、発達障害のある子どもも含めた指導ができるよう、指導員研修等の充実を図ります。
日中一時支援事業	<u>障害のある子どもの放課後の活動の場</u> を確保するとともに、保護者の就労や一時的な休息のため、障害のある子どもの発達の仕方に合わせた多様な預かりを実施します。また、学校の長期休暇中、外出機会の少ない障害のある子どもの活動の場を設け、規則正しい生活習慣の維持やゆたかな余暇活動を支援します。

放課後等デイサービス	主に就学中の障害のある子どもに、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を提供して自立の促進を図ります。
------------	---

第3節 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供

(1) 地域生活を支えるサービス

自立支援給付等によるサービス提供

現状と課題

「第2期彦根市障害福祉計画」(平成21年度～平成23年度)に基づき、障害者自立支援法の「自立支援給付」や「地域生活支援事業」のサービス提供を利用者のニーズに応じてサービス基盤を確保しながら行っています。

本市利用者にサービスを提供している障害福祉サービス事業所にアンケートを実施したところ、サービスのニーズは増えているが、事業所として対応策を持つには至っていないところも多く、また事業所の新設等については公的支援が必要だとする回答も多くなっています。このため、サービスの確保については事業所への多様な支援も考慮する必要があります。

なお、障害者自立支援法は平成25年8月までに廃止されることが決定しており、その後は新たな制度でのサービス提供となる予定です。

現状では、障害のある人が安心して地域で生活するために必要となる24時間介護や夜間の介護の課題は依然としてあります。

また、重度障害のある人が地域での日中活動のサービスを利用できるように、複数看護師や特別支援員等を配置する重症心身障害者通園施設への運営支援や、行動障害のある人に見守り等の支援を行う行動障害サポート事業を行っており、安定的な事業の継続ができるよう工夫も必要です。

さらに、生活介護等のサービスを利用している人たちの中には、加齢により直接介助の必要性が高くなってきたり、体力低下等で若年者と日中活動を過ごすことが難しくなるなどの課題があります。障害があってもいきいきと高齢期を過ごすために、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併用や移行など、本人の意思を尊重しながら一人ひとりに適したサービスのあり方についての検討が求められています。

その上、施設入所者や長期入院をしている精神障害のある人などが、退所や退院をして地域で安心して暮らせるように、退所・退院前からの相談支援体制の強化を図ることも必要となっています。

取組の基本方向

「第3期彦根市障害福祉計画」に基づき、自立支援給付による各種サービスが適切に提供されるよう努めます。障害者自立支援法に代わる新たな福祉法制のもとでは、その制度での

円滑なサービス提供を図ります。重度障害のある人の日中活動を支援する制度については、利用者のニーズに対応しながら継続実施します。

事業・取組内容

就労移行支援、就労継続支援は「4 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実」、共同生活援助・共同生活介護は「5 安全・安心の地域づくり」参照。

事業・取組	内容
居宅介護等	居宅における入浴、排せつ、食事など、生活全般にわたる介護サービスと通院等の支援のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人で常時介護を要する人(18歳以上)が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護まで総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供(代読・代筆を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要でその程度が著しく高い人を対象として、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。
生活介護	常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴や排せつ、食事の介護と合わせ、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護	医療や常時介護を要する人を対象に、医療機関(病院等)での機能訓練や療養上の管理、看護および医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により介護ができない場合、障害者支援施設等において、短期間、夜間も含めて入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
施設入所支援	施設入所者に対して居住の場を提供し、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
補装具費の支給	補装具の購入や修理に要した費用について補装具費を支給します。

重症心身障害者通園施設運営費補助	在宅の重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、生活介護サービスを実施する重症心身障害者彦愛犬通園施設「せいふう」に対し、医療的ケアと特に濃厚な療育を行うために必要な職員体制を整えるための運営費の一部助成を湖東福祉圏域 1 市 4 町共同で引き続き行います。
行動障害サポート事業	在宅の知的または精神障害のある人で見守り等を常時必要とする行動障害のある人が、日中活動系の障害福祉サービスを継続的に利用できるよう、利用者が通所する障害福祉サービス事業所に支援補助員を配置する事業を引き続き実施します。
計画相談支援	障害のある人が安心して暮らせるよう障害福祉サービス等の利用内容や回数等について、「サービス等利用計画」を作成します。
地域相談支援	障害のある人が施設や病院から地域での生活に家族とともに安心して移行できるよう、相談に応じ退所や退院に向けた支援を行います。また、退院や退所後当分の間は、24 時間の連絡体制を確保し緊急時の対応を行います。

地域生活支援事業等によるサービス提供

現状と課題

地域生活支援事業は、自立支援給付サービスとは別に、障害のある人が日常生活や社会生活を営むために地域や利用者の実情に応じて市町村が実施する事業です。提供にあたっては障害福祉サービスと相まって障害のある人を総合的に支援できるという視点に立ち、利用者負担にも配慮しながら、サービス内容を充実することが求められています。

また、重度障害のある人の外出のための交通費助成等の支援なども併せて実施しています。

取組の基本方向

本市では相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業等を実施します。また、常にニーズを把握し、新たなサービスの検討、ニーズに応じた適切なサービス提供とサービス内容の充実に努めます。

事業・取組内容

相談支援は「第5章 計画推進のために」における相談支援事業所関連諸施策参照。コミュニケーション支援は本章「5 安全・安心の地域づくり」参照。地域活動支援センター事業は、本章「4 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実」参照。

事業・取組	内容
日常生活用具の給付	障害のある人に自立した日常生活を支援する用具を給付します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、余暇活動等の社会参加や日常生活に必要な移動や外出を容易にするための支援を行います。 また、発達障害のある人への移動支援事業の実施など、対象者の拡大等について検討します。
日中一時支援	障害のある人や子どもに日中活動の場を提供し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車により自宅での入浴介護を行います。
心身障害者自動車燃料費・福祉タクシー運賃の助成	障害のある人や家族等が所有する自動車の燃料費やタクシー運賃の一部を助成することにより、社会参加を促進します。
自動車操作訓練費の助成	身体障害のある人が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合に必要な運転免許取得費用の一部を助成し社会参加の促進を図ります。
身体障害者自動車改造費の助成	重度身体障害のある人本人が運転する車、または家族等が所有する車を障害のある人用に改造する場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

家族介護者への支援

現状と課題

本市では、家族介護者への支援として自立支援給付の短期入所の他 24 時間対応型利用制度支援事業を行ってきました。今後は、入所施設等から地域生活へ移行する障害のある人のためにも、家族の介護負担軽減を図るための各種サービスを引続き提供していく必要があります。

取組の基本方向

障害のある人を介護する家族等の負担は、心身両面にわたって大きく、障害のある人が施設等から自宅等での生活へ移行するにあたって、介護者の状況に応じて必要な支援が行えるよう制度の充実に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
24時間対応型利用制度支援事業	突発的な理由により介護が必要な障害のある人を一時的に介護することにより、家族の負担を軽減するとともに、障害のある人の在宅生活の維持や向上に努めます。
家族介護者の相談体制の充実・情報提供	家族介護者の相談について、介護やサービス利用をはじめ、家族自身の就労、健康づくり、家族同士の交流、リフレッシュなど様々な相談内容に対応し、関係機関との連携に努めます。また、制度やサービス利用、地域資源に関する情報など、家族が必要とするさまざまな情報の提供に努めます。
家族介護者や保護者同士の交流	家族介護者や保護者の団体に対して、その活動の紹介や事業等の後援などの方法による支援を行います。

各種手当等の支給と利用者負担の軽減

現状と課題

これまで各種年金・手当等の制度の充実が進められてきましたが、制度のはざままで十分な保障が得られないケースもみられることから、これらの対応を含めた施策のより一層の充実が求められます。

また、サービス利用費の負担軽減は、障害のある人の自立を図る上で大きな役割を果たしてきており、今後も取組が必要です。

取組の基本方向

障害のある人の所得保障制度として、年金制度や各種手当等、経済的負担軽減のための各種公共料金等の割引制度は、障害のある人の生活の質を高めていく上で重要です。そうしたことから、今後も制度の周知に努めていくとともに、制度の充実・改善について国・県に対する要望等に努めます。

また、福祉サービスなどの利用者負担軽減について、国や県へ要望するとともに、市が実施する各種サービスについて、利用費負担の軽減に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
年金制度の周知	国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進し、免除制度も含め、被保険者の保険料納付の意識を高めるとともに、障害基礎年金等の受給権の確保に努めます。
特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害のある人や子どもに手当を支給します。手当制度の周知に努めるとともに、制度充実のため国や県へ要望等を行います。
児童扶養手当の支給	両親のいる家庭で、父または母が重度の障害の状態にあり、18歳未満の子どもまたは20歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育している場合、父または母に対し手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育する人に手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。
生活福祉資金の貸付	障害のある人等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活の促進に努めます。今後も制度の周知に努めます。
各種税の障害者控除	障害のある人の経済的負担の軽減のため、所得税・市県民税の控除、事業税の非課税、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、相続税・贈与税の控除があります。今後も制度の周知に努めます。
心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障害のある子どもの生活の安定を図るため、保護者が生存中に掛金を納め、万一の場合に残された障害のある子どもに対し終身一定額の年金を支給します。今後も手当制度の周知に努めます。
スモン障害者採暖費の支給	在宅スモン障害者に対し採暖費を支給することによりスモン障害のある人の日常生活の負担軽減に努めます。
公共料金割引等の充実への要望	障害のある人の経済的負担軽減のため、各種交通機関の運賃や有料道路等通行料金の割引、NHK受信料の減免等の充実のため、今後も国や県、関係機関に対して要望を行います。
障害福祉施設通所費の助成	障害のある人が就労支援事業所等の福祉施設へ通所している場合、通所に必要な交通費の一部を助成し、通所者の経済的負担の軽減に努めます。

<p>障害のある人の負担軽減に対する働きかけ</p>	<p>電車やバス、航空機等の運賃や国や県等の公共施設利用の割引等の制度について関係機関に要望を行います。</p>
<p>サービス利用費等の軽減</p>	<p>市が実施する各種サービスについて、障害者手帳の所持または所得等に応じた利用負担の軽減や無料化に努めます。</p>

(2) 保健・医療

健康増進と中途障害への対応

現状と課題

本市では、市民に対する健康増進事業を実施しています。今後はこれらのサービスの利用等を促すとともに、障害のある人については障害の種別や特性に応じた支援が必要です。

また、成人以降に加齢に伴う中途障害の発生も多いことから、成人期以降の生活習慣病予防や介護予防等の充実が必要です。

取組の基本方向

市民が、健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、「ひこね元気計画 21」に基づく健康づくりを推進します。また、障害のある人の障害特性やライフステージに応じた、健康教育や健康相談、健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健や医療、福祉、介護各分野の連携を強化します。

また、障害の状態となった初期の段階で、本人や家族に対して障害の軽減に係る各種施策の情報提供や支援等を行う相談体制については、各分野との連携を図りながら推進します。

さらに、壮年期や高齢期における生活習慣病の予防や介護予防を充実させます。

事業・取組内容

母子保健については、本章「第2節 子どもの成長を一貫して支える支援のしくみ」参照。

事業・取組	内容
成人保健の推進	生活習慣病等の疾病予防や早期発見・早期治療を図るため、各種健診（検診）や保健サービスを提供し、健康増進に努めます。
高齢期の健康維持と介護予防	高齢になっても、できる限り寝たきり等介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業をはじめとする地域支援事業に取り組みます。 また、介護保険サービスや高齢福祉サービスを一体的に提供することにより、高齢期の障害のある人の健康維持と状態悪化予防を図ります。
<u>中途障害や2次障害への対応</u>	健康教育・健康相談の充実により、生活習慣病の予防や健康推進等について正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。 また、国民健康保険加入者の人間ドック助成制度により、健康の維持増進や <u>疾病の予防を促進</u> します。 さらに、保健・医療・福祉の連携によって、2次障害の予防に取り組めます。

医療・リハビリテーション

現状と課題

障害のある人を取り巻く湖東福祉圏域の医療については、医療機関や訪問看護ステーションによる在宅医療の充実や心身障害児(者)歯科保健医療体制の整備に取り組んできました。

それぞれの障害の状況に応じてより身近なところで気軽に医療機関を利用したいという障害のある人のニーズは依然として高く、医療機関に対してこうしたニーズについての一層の理解と協力を求め、できるだけ多くの医療機関との連携強化が必要です。

また、医療の必要度の高い在宅患者が増加する中、訪問看護の充実や福祉サービスとの連携を強化し総合的なサービス提供が行われるよう取り組んでいくことが必要です。

精神障害のある人の社会復帰のためのリハビリテーションとして取り組まれている医療機関での精神科デイケアについては、指定相談支援事業所等とのいっそうの連携が必要です。

市障害者福祉センターでは、在宅の重度障害のある人等に理学療法士によるリハビリテーション相談を実施しており、また、任意グループによる機能回復訓練の自主活動も行われています。

しかし、自立支援給付における機能訓練を行う事業所については県内に1箇所しかなく、障害の種類により必要なリハビリテーションの内容も多様であることから、人材確保や実施場所の確保も含めたサービス提供体制の整備が必要です。

また、社会的なストレスを抱えながらうつ病などの精神疾患を患い、自死する人がいることから、精神科医療機関をはじめ関係各機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいく必要もあります。

取組の基本方向

医療機関や医師会、歯科医師会等関係機関との連携を図るとともに、在宅医療の充実も含め、障害のある人の医療ニーズに応えられる医療体制の充実に努めます。

また、精神障害のある人の社会復帰の促進を図るため、医療機関や障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、関係行政機関等の相互連携体制の強化に努めます。

リハビリテーションについては、専門的な技術および知識を有する人材の確保を促すとともに、自主活動グループなどに対して身近な機能回復訓練の場を提供します。

精神疾患との関わりにおいて、自殺予防対策の取組の体制整備や相談支援体制の充実を推進します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
地域医療体制の充実	保健・医療の連携により、乳幼児がかかりやすい病気や事故についての応急手当や家庭における看護の知識や技術の普及を図ります。また、かかりつけの医師と専門病院の連携による疾病の予防・早期発見等の充実に努めるとともに、救急医療体制の継続を図ります。
訪問看護の充実	保健・医療・福祉の連携により、在宅において継続して療養を受ける状態にある障害のある人、難病患者等を支援し、心身機能の維持回復を目的に行う訪問看護サービスの充実に努めます。
心身障害児（者） 歯科保健医療体制 の整備	心身障害児（者）歯科保健医療について、一層の体制整備に向け医療機関等の理解と協力を促します。
精神障害のある人 への対応の充実	精神障害のある人について、医療機関や保健所による相談事業や訪問指導、救急ニーズへの対応の充実に努めるとともに、連携の強化に努めます。また、指定相談支援事業所において精神障害のある人に対する専門的人材の確保に努め、地域活動支援センター 型等において身近な相談体制の整備に努めます。
精神科デイケアと の連携	医学的リハビリテーションにより精神障害のある人の社会復帰を促進するため、保健所や精神科デイケア、指定相談支援事業所等との連携に努めます。
デイサービス事業 における機能回復 訓練の充実	市障害者福祉センターで実施する障害者デイサービス事業において、個別の機能訓練の充実に努め、障害のある人の身体機能の維持向上に努めます。
自主活動グループ による機能回復訓 練の実施	一人ひとりの障害特性にあった機能回復訓練等の自主活動を行うグループに、障害者福祉センター等の活動の場を提供するなど、身近な機能回復訓練の場づくりに努めます。
自殺予防	精神科医療機関や救急医療、医師会、保健所等と連携して、必要な精神科医療を適切に受けられることができる体制整備に努めるとともに、相談支援体制の充実に努めます。

自立支援医療の給付、医療費の助成等

現状と課題

自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）は、高齢化や傷病等による身体障害のある人の増加に加え精神疾患患者の大幅な増加、また医療技術の高度化によりこれまで不可能であった病気やけがの治療が可能となってきたため、今後も増加していくと見込まれます。その反面、医療費の高額化により障害のある人やその家族の経済的負担が重くなっていることから、自立支援医療の必要性は今後ますます高まると予想されます。

その他、福祉医療費助成事業については、重度心身障害のある人の健康を保持するため、治療に要した保険診療費の自己負担分に対し助成を行い、福祉の向上を図っていますが、年々医療費が増加しており、制度の安定的な継続が課題です。

取組の基本方向

障害のある人に対する医療費の公費負担制度の充実のために、国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。また、重度障害のある人に対する福祉医療費助成制度についても、引き続き取り組んでいきます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
公費負担医療制度の運営	自立支援給付の自立支援医療給付において適切な給付を図ります。また広報、窓口での対応などによって制度の周知に取り組みます。
重度障害のある人の福祉医療費助成	重度心身障害のある人の健康を保持するため、福祉医療費助成を継続します。

第 4 節 社会に参加し、いきいき暮らせる 機会の充実

(1) 多様な日中活動や余暇活動への支援

多様な活動機会の確保

現状と課題

障害者アンケート調査結果によると、障害のある人にとって余暇活動に必要なことはイベントや講習会の開催、施設環境や付き添いなど多岐にわたっており、余暇活動においてもさまざまな取り組みが必要であることがわかります。

本市では、彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ 21」と地域生活支援センター「まな」において、精神に障害のある人が相互の交流と仲間づくりや社会参加を図る場として地域活動支援センター 型事業を実施しています。また、18 歳以上で障害程度区分が軽い身体障害のある人と知的障害のある人を対象としたデイサービス事業を地域活動支援センター 型として「ステップアップ 21」で実施しています。これらはいずれも、障害のある人の生きがいや日中活動の充実に資する場であることが求められています。

また、障害のある人同士の交流やレクリエーション、訓練などを提供する場として、市障害者福祉センターでデイサービス事業を実施しています。

取組の基本方向

さまざまな障害に対応した日中活動の場として、地域活動支援センター 型・ 型やデイサービスの充実を図ります。

事業・取組内容

事業・取組	内容
地域活動支援センター 型事業	精神に障害のある人が通所して、創作的活動または生産活動を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センター 型事業を実施します。また、精神に障害のある人の地域における支援体制の強化を図ります。
地域活動支援センター 型事業	生活介護サービスを受けることができない障害のある人を対象に、通所して創作的活動、軽作業、日常生活訓練等を行う場として、地域活動支援センター 型事業を実施します。

滋賀型地域活動支援センター事業	ひきこもりや薬物依存など、障害者自立支援法に基づくサービスの対象とならない障害のある人に対し、就労と日中活動の場を提供する「滋賀型地域活動支援センター」の運営支援を行います。
サービス基盤の確保とサービス内容の充実	運営や施設整備に対する支援と合わせ、定員数増加の働きかけによりサービス基盤を確保し、地域バランスのとれた地域活動支援センターの設置を検討します。 また、地域との交流活動や訓練機能の充実に向けて指導等の支援を行います。
市障害者福祉センターデイサービス事業	障害者手帳を所持する人を対象に、参加者のニーズに応じた内容のデイサービスを提供します。

生涯学習の推進

現状と課題

市民の学習ニーズは一層高度化・多様化し、社会の各分野においても生涯学習への関心が高まり、その重要性がいられています。障害のある人にとっても変化する社会とのつながりを持ちながら自己の可能性を追求し、自己実現を図ることが求められています。

本市では、市民大学講座や公民館で開催される各種講座、各種研修会等の生涯学習関連事業を総合的に推進しています。

今後はさらに障害のある人のニーズに応じた学習を体系的、効果的に進め、だれもが参加でき、共に楽しめる催し等を開催するなど、生涯学習の推進・支援体制の充実を図る必要があります。

取組の基本方向

生涯学習事業において障害のある人の幅広い参加が可能となるよう、手話通訳や要約筆記を準備する等、体制整備に努めます。また、障害のある人が気軽に生涯学習の講座等に参加できるよう、事業者や市民の一層の理解と協力の促進に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
幅広い生涯学習メニューの推進	障害のある人のニーズに応えられるよう、多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを推進します。

文化・芸術活動への支援

現状と課題

人生をより豊かにし、障害特性等に応じて自分のさらなる可能性や生きがい、生き方を見つけていくために、文化・芸術活動が大切です。

このため、本市においても文化・芸術活動に対する支援を行ってきましたが、今後は文化・芸術活動への参加の機会を広げるとともに、障害のある人にとって利用しやすい施設の整備や参加機会の創出を図る必要があります。

また、障害のある人の文化・芸術活動の取組を支援するため、指導ボランティアの養成が求められます。

取組の基本方向

文化・芸術の鑑賞だけでなく、障害のある人自身の日頃の文化・芸術活動の成果を発表する機会を確保することで、活動への動機づけや仲間づくりの支援に努めます。また、市民の参加による活動の取組を工夫し、障害のある人との交流や理解を深める機会になるように推進します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
指導者の確保	文化・芸術の各分野における高度な技術や知識を有するとともに、さまざまな障害についても深く理解する指導者の確保に努め、障害のある人がより広く深く文化芸術にふれ、自ら創作する活動を支援します。
文化・芸術活動の発表機会への支援	地域で障害のある人の文化・芸術活動の振興を図るため、障害のある人の作品展や音楽会の開催等への支援に努めるとともに、障害のある人の文化・芸術活動について市民理解の促進に努めます。また、地域における幅広い文化・芸術活動の場に障害のある人が気軽に参加できるよう努めます。
施設入場料の割引	障害のある人が市の文化・芸術施設を利用する際の入場料等を減免することにより、障害のある人の文化・芸術活動への参加の機会の拡大を図り社会参加の促進に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動への支援

現状と課題

障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の確保は、障害のある人の健康づくり、自立意欲の高揚、地域の人々との交流の広がり、お互いの理解を深める観点から大

切です。本市では、毎年多くの参加者がある障害者スポーツ大会の実施や県・国関係のスポーツ大会の参加者への支援・激励を行っています。また障害のある人が参加可能なスポーツ大会はさまざまなところで開催されるようになり、参加機会は増えてきていますが、周知が不十分な場合もあります。

今後も、より多くの障害のある人が身近で多様なスポーツを楽しむことができるよう、参加機会の拡大や環境整備などに取り組んでいく必要があります。

取組の基本方向

障害のある人だけでなく、より多くの市民との交流が深まるスポーツ活動の振興や場の創出に取り組めます。また、活動の運営等においては、地域住民やボランティアの参加を呼びかけることにより、障害のある人についての理解やボランティア育成が促進されるよう、幅広い観点から支援に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
障害者スポーツの充実	障害のある人の体力の維持・向上や機能の回復を図り、社会参加の意欲を養い、また、障害のある人相互の親睦と協調を促進するため、障害者スポーツ大会を開催し、障害のあるなしに関わらず幅広く市民に参加を呼びかけます。
スポーツ大会への参加促進	全国障害者スポーツ大会・県障害者スポーツ大会・県スペシャルスポーツカーニバル等への参加を促進します。また、スペシャルオリンピックスの活動周知を行います。その他、だれもが各種スポーツ・レクリエーション大会へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、全国大会出場者への激励を行います。
交流の場の創出	より多くの市民との交流が深まるスポーツ・レクリエーションの場の創出に取り組めます。
知的障害児(者)療育キャンプ開催支援	知的障害のある子どもをはじめ地域住民・ボランティア等が参加する「療育キャンプ」への支援を行います。
肢体不自由児(者)スポーツ・レクリエーション活動支援	重度肢体不自由のある子どもが身体を動かす機会の創出を目的に開催されるスポーツ・レクリエーション活動への支援を行います。

(2) 就労支援

企業啓発等による雇用の促進

現状と課題

障害のある人にとって就労は、生きがい、所得等の面で自立した生活、社会参加の幅が広がるという意味でたいへん重要です。障害者アンケートの結果によると、18歳以上65歳未満で働いていない障害のある人の割合が高く、その多くの人が働きたいという希望を持っています。

わが国においては法定雇用率が設定されており、障害のある人の雇用に関する取組が進められていますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もあるなど、障害のある人の一般雇用を取り巻く環境は必ずしも良好とはいえず、福祉的就労も含めた就労支援の取組の工夫が求められます。

本市では彦根公共職業安定所の協力のもと、機会あるごとに障害者雇用の啓発を企業に行っていますが、その対象は障害者雇用の法的義務のある企業にとどまっていることから、より多くの企業への啓発も視野に入れた取組が必要です。

なお、本市には県内で最初の地方公共団体と民間企業との共同出資（第三セクター方式）による重度障害者多数雇用事業所が設立されています。

取組の基本方向

「雇用対策法」「職業安定法」「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彦根公共職業安定所、働き・暮らしコトー支援センター（障害者就業・生活支援センター）等と連携しながら企業に対し障害者雇用の促進について啓発を推進します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
彦根公共職業安定所との連携強化	障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・指導を行っている彦根公共職業安定所等と本市との連携をさらに強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。
働き・暮らし応援センターの取組支援	働き・暮らしコトー支援センターの取組を支援し、障害者雇用事業所の開拓や障害者雇用に係る啓発活動の促進に努めます。
企業訪問等による啓発	経済団体への啓発や企業訪問を通じて障害者雇用の促進や環境条件整備を推進するよう啓発に努めます。

障害者雇用事業者への支援等	障害者雇用事業者への情報提供や相談支援を進めます。また、障害者雇用を積極的に推進している市内事業所の表彰など、障害者雇用を奨励する取組を推進します。
重度障害者多数雇用事業所への就労促進	市内にある重度障害者多数雇用事業所における雇用を今後も促進します。
一般企業と福祉施設との連携	障害福祉施設の自主製品の販売活動に取り組む事業者団体等に対して、各種団体や企業の協力も得ながら販路開拓への支援に努めるなど、一般企業と福祉施設の連携強化を支援します。

就労相談・支援体制の充実

現状と課題

就業面の相談・指導支援機関としては彦根公共職業安定所に加え、平成 16 年度に湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコトー支援センター）が市内に開設され、専任の生活支援ワーカーと雇用支援ワーカーによる支援が進められてきました。同センターによって連絡会議が開催され、障害のある人の就労のため関係機関の連絡調整が行われています。

また、特別支援学級や特別支援学校、中・高等学校の進路指導においても、本人や保護者の就労希望に沿うよう、学校をはじめ関係機関が連携した取組を進めています。

障害者自立支援法においては、障害のある人の就労促進が掲げられていることから職業相談・指導の強化は必要です。

取組の基本方向

働き・暮らしコトー支援センターを中心に障害のある人の就労相談・指導を一層強化します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
身近な就業・生活支援拠点の充実	<p>障害者就業・生活支援センターに職場開拓員と就労サポーターを設置する「働き・暮らし応援センター事業」を実施し、雇用・就労の開拓機能を一層充実させるための運営支援を行います。また雇用や保健、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に進めながら、就業や日常生活、社会生活上の相談・支援、職場や職種の開拓を一体的に実施します。さらに、彦根公共職業安定所と管内の福祉事業所等の関係機関が連携を密にし、就職希望のある管内の障害のある人の把握に努めるとともに、各機関がそれぞれの役割を明確に認識し、連絡調整に努めます。</p>
学校における進路指導への支援	<p>特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、指定相談支援事業者や働き・暮らしコトー支援センターと連携しながら情報提供等の支援を行います。</p>

(3) 職業リハビリテーションと福祉的就労環境

職業リハビリテーションの充実

現状と課題

就労支援を行う上で、障害のある人の職業リハビリテーション機会の提供は重要です。その機会提供の窓口として、滋賀障害者職業センターがあり、これと福祉部門とのさらなる連携が求められています。

また、障害者自立支援法の施行により就労移行支援のサービスが設けられましたが、利用期間が限定されるなどの課題もあるため、このサービスに限らない多様な職業リハビリテーション機会の確保と適切なサービス提供が必要となっています。

さらに職業リハビリテーションを終えたサービス利用者の就労支援や就労後の技術等向上のための取組の推進が求められています。

取組の基本方向

障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者が就労に必要な情報収集や多様な技能習得ができる職業リハビリテーション機会を確保するため、自立支援給付による就労移行支援の提供に努めます。

また能力開発から職業評価、職業相談、職場定着まで、一般就労を希望する障害のある人への一貫した就労支援を行います。

事業・取組内容

事業・取組	内容
就労移行支援	自立支援給付として、就労を希望する障害のある人を対象に、一定期間（原則 2 年間）、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識習得や能力向上のために必要な訓練等を行います。
多様な職業リハビリテーション機会の確保	就労継続支援 B 型事業所から A 型事業所への移行など各機能の向上を働きかけるとともに、働き・暮らしコトー支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携強化によって多様な技能習得機会の確保を図ります。また市の公務を活用した職業リハビリテーション機会の提供に努めます。
実践的訓練機会の提供	国・県等の各関係機関との連携により、サービス利用後の就労への移行をめざした障害者委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を推進します。
障害者職業センターとの連携	滋賀障害者職業センターとの連携を図り、障害のある人に適した職業リハビリテーションの提供に努めます。

自立生活支援ホームの利用促進	グループホーム・ケアホームに、通常の見守りの他に職場訪問・職場定着支援等の就労支援や独立・自活に必要な相談や指導、訓練等を行う支援員が配置された自立生活支援ホームの利用促進を図ります。
----------------	--

福祉的就労環境の充実

現状と課題

障害者自立支援法施行前の入所・通所授産施設や小規模通所授産施設、共同作業所は、一般企業への就労が困難な障害のある人を受け入れ、就労や訓練を通して社会的自立をめざす地域密着の活動の場として障害のある人の生活を支援してきました。これらの施設で提供されてきたサービスのうち福祉的就労の継続をめざすものとして、就労継続支援 A 型・B 型のサービスが実施されています。今後も各事業所と連携し、障害のある人の多様なニーズに対応した福祉的就労機会の確保と適切なサービス提供が必要です。

また、これらの施設における仕事を安定的に確保し、施設利用者の工賃向上を図っていくことも必要です。

取組の基本方向

自立支援給付による就労継続支援 A 型・B 型を提供します。また、障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、より生きがいに結びつく作業内容や作業環境の整備を促し、そのために必要な支援に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
就労継続支援（A 型・B 型）	自立支援給付として、一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶ A 型（雇成型）と、雇用契約を結ばず訓練等を受ける B 型（非雇成型）があります。
サービス基盤の確保	湖東福祉圏域に未整備の就労継続支援 A 型事業所の確保に努めます。
多様な就労機会の確保	働き・暮らしコトー支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携を強化し、より生きがいに結びつく多様な就労機会の確保を図ります。
サービス事業所への発注	市の業務委託や物品購入において、サービス事業所への発注を図ります。

<p>関係機関との連携強化</p>	<p>働き・暮らしコトー支援センターや特別支援学校、就労支援事業所における販路開拓・仕事の確保等の活動を行っている（社）滋賀県社会就労事業振興センターとの連携を強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。</p>
<p>精神障害のある人の就労に向けた配慮</p>	<p>回復途上の精神障害のある人を受け入れ、社会復帰のため福祉的就労の場を提供している就労支援事業所等の運営について、配慮を行っていきます。また、希望する施設で就労ができるよう、新たなサービス基盤の確保に努めます。さらに適切な利用環境を確保するため、施設と保健・医療・福祉等の関係者との連携強化に努めます。</p>

第5節 安全・安心の地域づくり

(1) 福祉のまちづくり

情報環境の充実

現状と課題

聴覚や音声言語に障害のある人など、コミュニケーションの方法に配慮が必要な障害のある人は、情報の収集や伝達に大きなハンディキャップがあります。このため本市では、聴覚障害者用中継ファックスサービスでの緊急時対応や、JR彦根駅における公衆ファックス設置を行ってきました。今日、急速に発達している携帯電話、インターネットなどの情報通信技術は、障害のある人の生活や社会参加においても、さまざまな利点を見出すことができるため、今後はこうした情報通信技術の活用や、障害のある人が情報通信技術を利用・習得できる機会の確保に努めるなど、情報収集や伝達の格差解消を図る必要があります。

手話通訳については、市障害福祉課の窓口専任職員を配置する他、市の登録通訳者の派遣や県聴覚障害者協会への派遣委託による対応を行っています。また、手話通訳者になるための入口となる手話奉仕員養成講座を開催し、毎年約30人が受講を修了しています。この修了者を手話通訳者として育成し、通訳の利用増に対応する必要があります。

また、全盲や弱視など視覚障害のある人には、特に情報伝達手段への配慮が必要です。また途中で視覚障害のある人となった場合は、点字を読解できないことも多いため、きめ細かな対応が求められます。このため、広報ひこね、議会だよりなど市が発行する広報物や案内においては、点字版・音声版の広報を発行しており、今後もその取組の拡充が必要です。

取組の基本方向

情報収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある視覚や聴覚に障害のある人等の社会参加を促進するために、情報機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、情報バリアフリー化を推進します。

また、市独自の手話通訳者の養成や派遣を引続き行います。

さらに、市の広報や案内、選挙に関する情報ははじめ市政についての必要な情報が、障害の有無に関わらず、できるだけ早く十分に伝えられるよう努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
聴覚障害者用ファックス中継サービス	聴覚に障害のある人が、市のファックスに相手への伝言を転送できる仕組みを整備することにより、聴覚に障害のある人のコミュニケーションの確保に努めます。また、文字情報による通話が可能な携帯電話やインターネットが普及してきており、これらの動向を見据えながら事業に取り組みます。
情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の拡大	携帯電話やインターネットなどを活用し、障害のある人が日常生活や緊急時、災害時に利用できる情報伝達手段の拡大を図ります。また、そのために障害のある人が機器操作を習得できるよう支援します。
手話通訳者等の派遣	聴覚に障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者等の派遣を行います。
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者が手話通訳者へステップアップしていき活躍できるシステムの整備に努めます。
コミュニケーション支援ボランティアの育成	聴覚や視覚に障害のある人への情報伝達機会の充実を図り、自立と社会参加を促進するため、要約筆記や点訳、朗読等のボランティアの育成・支援に努めます。
点字・声の広報等の発行	視覚に障害のある人に、点字版・音声版の広報ひこねを発行するなど、視覚障害のある人への情報提供に努めます。

福祉のまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人が地域で生活するためには、安心して外出できる都市環境の整備が重要です。本市では「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築主への指導、啓発を進めており、今後も引続き指導と条例の周知を進める必要があります。

また、本市の公共施設には、バリアフリー化が必要な施設も多くあるため、年次的に改修を進めています。

取組の基本方向

市関係部局はもとより、関係団体や企業、地域と連携を図りながら、公共空間の環境や交通、住宅、情報環境など生活に深く関わる分野全般にわたって、ユニバーサルデザインの視点から捉えた問題を総合的に解決する福祉のまちづくりを進めます。

また、優先度に配慮しつつ公共施設の改修を進め、障害のある人だけでなくみんなが利用しやすい公園や緑地の整備に努めます。

障害のある人や高齢者などが安心して気軽に外出できるよう、市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設し、適宜更新します。

事業・取組内容

事業・取組	内容
福祉のまちづくりに関する啓発の推進	ユニバーサルデザインの考え方や、障害のある人と共に生きる共生社会の理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりと「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に関する啓発を推進します。
公共施設のバリアフリー化の促進	公共施設のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、整備にあたっては障害の程度や種別に関わらず対応できるよう検討し、他の施設整備・改修におけるモデルとなるよう努めます。
施設の点検	多くの市民が利用する公共施設を障害のある人の視点から点検し、改修に努めます。
園路・トイレ等公園施設のバリアフリー化	市民が快適に利用できるよう、公園施設の適正管理に努めるとともに、園路やトイレ等を障害のある人に配慮した施設となるよう整備に努めます。
ふれあい交流の場としての公園・緑地の整備	障害のある人が、公園や湖辺における緑地空間を安全で快適に利用し、屋外活動を通じて地域の交流、世代間の交流ができるふれあいの場として整備に努めます。
バリアフリーマップの開設	障害のある人や高齢者などが安心して気軽に外出できるよう、市内公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設し、内容の周知に努めるとともに適宜更新作業を行います。

公共交通の環境整備

現状と課題

障害者アンケートによると、外出時に困ることの上位に駅やバスの設備が使いづらいことがあがっています。

市内には JR と近江鉄道の駅があり、平成 19 年には彦根駅東口にエレベーターとエスカレーターを整備するなど、バリアフリー化の整備は着実に進みつつありますが、今後も未整

備箇所の計画的な整備推進が必要です。

また現在、市内には路線バスや予約型乗合タクシーが運行しており、市がバス事業者やタクシー事業者に補助金を出して運行しているコミュニティバス 10 路線、および、予約型乗合タクシー 14 路線があります。これらは、障害のある人の日常生活を支える重要な役割を担っており、持続的に発展させていくために、より多くの市民に利用を促す必要があります。

取組の基本方向

障害のある人に限らず多くの市民が利用する輸送施設とその周辺について、総合的なまちづくりの一環として関係機関と連携し、バリアフリー化に取り組みます。

また、使いやすさ・分かりやすさ・親しみやすさをめざして路線バスや予約型乗合タクシーの適切な維持に努めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
鉄道環境のバリアフリー化の促進	人にやさしい駅づくり等に向け、安全で円滑な移動対策として、道路から建物敷地内へ続く連続したアプローチの整備や音響誘導システム等の設置が今後も進むよう、JR や近江鉄道等関係機関との協議を進めます。また、JR 稲枝駅について計画的に整備を進めます。
路線バス・予約型乗合タクシーの維持	路線バスや予約型乗合タクシーについて、市民の意見を反映しつつ財政状況との妥協点を見出しながら維持し、利便性の確保に努めます。また、そのため多くの市民に利用を呼びかけます。
バス・タクシーのバリアフリー化の促進	障害のある人のバスやタクシーの乗降に配慮した車両の導入をはじめ、乗務員の一層のきめ細かな対応をバス事業者およびタクシー事業者に要望します。

道路の安全性・快適性の確保

現状と課題

障害のある人が自立した生活を送るためには、障害のある人に配慮した移動・交通手段が確保されていることが必要です。本市では彦根市交通バリアフリー基本構想に基づき、順次歩道や交通安全施設の整備を図っていますが、厳しい財政状況から当初計画に比べ整備が遅れています。

また、関係機関等と連携した違法駐車等の防止、通勤・通学者へのチラシ配布による放置自転車防止の啓発や撤去を定期的に行っています。

取組の基本方向

歩行空間の線的、面的な広がりを重視し、バリアフリーとユニバーサルデザインの理念に基づいた道路環境の整備や、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）などの整備等を計画的に進めます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
歩行空間等のバリアフリー化の促進	高齢者や身体に障害のある人等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、歩道の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備に取り組みます。
違法駐車・放置自転車防止対策の推進	違法駐車等については、路上駐車等の多い地域を中心に市民や関係機関と連携し、違法駐車防止の啓発を実施します。また、放置自転車については、通勤・通学者等へのチラシ配布による啓発や、条例に基づく定期的な自転車撤去、放置禁止区域の見直しを行い、放置自転車の防止に努めます。
歩行者ネットワーク形成の促進	広い歩道のある幹線道路の整備とともに、既存の歩道空間を活用した歩行者ネットワークを形成し、快適で安全な歩行空間の創出に努めます。
交通安全施設の整備促進	歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を進めるとともに、県道や国道についても道路管理者等に整備を働きかけます。
障害者団体等に対する交通安全教室の開催	障害者団体等による障害の種別に応じた交通安全教室の開催を促します。

(2) 防災・防犯

防災対策

現状と課題

平成 23 年 3 月の東日本大震災を教訓に、障害のある人の防災対策の強化が必要となっています。また、障害者アンケート結果によれば、自力での避難ができない障害のある人も多くなっています。

本市においては「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」に基づき防災対策を進めています。中でも、災害時要援護者支援制度については、あらかじめ要援護者を地域が把握する取組として重要ですが、アンケート結果からも、事業がまだ十分に周知されているとはいえません。

また、防災訓練の実施や彦根市民防災マニュアルの配布、さらには広報ひこねやホームページ、出前講座「防災講習会」により、地域の自主防災活動の活性化や市民の防災意識の高揚を図っています。特に地域においては、障害のある人（災害時要援護者）に対する避難支援等を地域ぐるみで実施してもらえよう、普及啓発の機会を拡充しています。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内においては災害時要援護者が利用する施設への連絡体制を整備し、災害に備えています。

しかし、災害発生時における情報提供や避難誘導については、それぞれの障害に応じたきめ細かな具体策が万全であるとはいえません。そのため、緊急時のコミュニケーションや避難方法、あるいは避難先での対応等について、災害時要援護者の視点から対応策を検討すると同時に、地域社会での支援体制を強化することが求められています。

取組の基本方向

日頃から市民の防災意識の高揚を促すとともに、災害時要援護者支援制度の周知と普及を行い登録者を増やし、地域において災害時要援護者の避難誘導を含む自主防災活動が迅速に行われるよう、避難支援マニュアルを作成し、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図るとともに、障害者団体や障害者関係機関を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。

また、日常的に支援や介護が必要な障害のある人に対する避難先での医療・保健・福祉サービスの提供において、専門性を要する場合も想定されるため、関係機関と連携して必要なサービスが迅速に提供されるよう努めるとともに、災害時要援護者に特別な配慮を行う福祉避難所（室）の拡充をめざします。

事業・取組内容

事業・取組	内容
防災知識の普及	障害のある人（災害時要援護者）を対象に防災講習会等を行うとともに災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。また、災害時要援護者に配慮した防災に関するパンフレットの配布等により、全市的に防災に関する知識の普及を図るとともに、市民や事業所等に災害時要援護者への援助に関する知識の普及を図ります。
火災予防活動の充実	障害福祉施設や障害者雇用事業所の査察を定期的実施し、出火危険の排除に努めるとともに、防火指導を強化することにより、出火防止を図ります。また、市民には「広報ひこね」、「消防のお知らせ」および「防火座談会」等により防火知識の普及を図り、住宅防火の推進に努めます。
災害時要援護者支援制度の登録の推進	災害時要援護者支援制度の周知に努め、登録数の増加を図ります。
在宅の災害時要援護者対策の充実	災害時要援護者に対する地域ぐるみの避難支援体制の確立に努め、「広報ひこね」や出前講座「防災講習会」等において、災害時要援護者への具体的な支援方法等の知識を普及啓発します。また、自主防災組織やボランティア組織等と連携して、災害時に支援できる体制を整備するとともに、防災訓練への参加を通じて、避難誘導體制の強化に努めます。
緊急通報システムの普及	重度身体障害のある人等に緊急通報装置等を貸与し、急病など緊急事態の連絡を円滑にします。また、事業には近隣協力者の確保が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。
避難支援マニュアルの整備	災害時要援護者の把握や災害時の避難支援体制、迅速で的確な広報伝達のあり方等を盛り込んだ「(仮称)災害時要援護者の避難支援マニュアル」の作成とその周知徹底を図り、避難支援体制の充実に努めます。
障害福祉施設等における避難対策等の充実	障害福祉施設の利用者が迅速に避難できるよう、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した効果的な防災計画を策定するよう指導します。また、災害時には施設職員に加え、地域住民や自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織等の協力が得られる体制づくりに努めます。
災害ボランティアセンターの運用	大規模災害発生時に立ち上げられる「災害ボランティアセンター」の円滑な運営をめざし、全国各地から駆けつけてくれるボランティアとの協力・連携体制や災害時要援護者支援体制の構築、被災地域への効果的な支援を行うボランティアの養成や確保に努めます。

福祉避難所（室）の拡充	障害のある人など災害時要援護者に特別な配慮を行う福祉避難所（室）の拡充を図るため、避難所となる小学校に福祉避難室を事前指定することを検討します。
-------------	--

防犯対策

現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、障害のある人や高齢者等は被害を受けやすく、安心・安全の生活環境の確保が強く望まれています。このため、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携による防犯体制の確立を図るとともに、家庭や地域における防犯意識を高め、自主防犯パトロール活動などにより地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。

そして、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、市民にとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

また、消費生活においても判断能力が十分でない障害のある人や認知症の高齢者を狙った悪質な訪問販売・違法行為が全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、関係機関等の役割分担と連携強化により、見守りと安心のネットワークの構築を図る必要があります。さらに、被害の拡大を防ぐために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用も必要です。

取組の基本方向

障害のある人が安心して生活を送ることができるよう、いつでも安心・安全のまちづくりに地域ぐるみで協力し合い、日常生活で何らかの支援を要する障害のある人について、地域住民と市や警察等が連携した見守りと安心のネットワークを整備します。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用ができるように相談に応じます。

事業・取組内容

事業・取組	内容
防犯知識の普及	地域の安全を守るための取組や備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。
消費者の保護および相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為等を未然に防止するため広報、出前講座、消費生活相談員による相談、警察との連絡調整に努めます。 また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を活用するための相談に応じます。
障害のある人や高齢者等に配慮した防犯対策等の推進	関係機関や地域との連携によって、障害のある人等への見守りと防犯対策の推進を図ります。

(3) 住環境

現状と課題

障害のある人に配慮した住環境が求められていますが、市全体としてその整備についてはまだ取組が浅いのが現状です。

公営住宅については、「彦根市公営住宅等長寿命化計画」に基づき手すりの設置や段差の解消等を進めており、今後も継続して実施する必要があります。

また、一定規模以上の共同住宅の建設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」で整備基準が設けられ、指導を行っています。

在宅の重度障害のある人の住宅改修・改造の助成制度として、改修費の給付や改造費の助成を行っています。また、改修・改造に際して、必要により作業療法士などからアドバイスを受けることもできます。

在宅の障害のある人は、障害が重度化や高齢化することもあり、在宅介護の面からも住宅環境改善のニーズは高く、引続きこれらに対応していく必要があります。

障害のある人の介護者が高齢化する中、「親なき後」の生活の場の整備について早急な取組が求められており、障害者アンケートでも共同生活のための住居のニーズは高くなっています。併せて、障害者自立支援法の施行で障害のある人の地域生活への移行が目標となり、施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人の多様な住まいの確保が必要となっています。

また、グループホームやケアホームに暮らしている障害のある人の高齢化への適切な対応が課題となっています。

今後は、障害種別のニーズに対応したケアホームとグループホームの確保や既存の住宅の利活用とともに、障害のある人を支える地域づくりについての市民啓発が必要です。

取組の基本方向

障害のある人に限らず誰もが住みよい住宅整備の推進に努め、公営住宅の改修を行います。また、障害のある人一人ひとりの現在の住環境の改善を図ります。

地域における障害のある人の生活の場を確保するため、ケアホームやグループホームの確保とこれらのホームにおける支援内容の充実を図るとともに、これらの施設整備や障害のある人の地域生活への移行について、地域住民の理解と協力を求めていきます。また、既存の住宅を活用し、多様な住まいの確保を図ります。

事業・取組内容

事業・取組	内容
公営住宅の改修	公営住宅の整備においては、入居者のニーズも踏まえつつ、住宅内部や外部のバリアフリー化など障害のある人等が暮らしやすい住宅整備を計画的に推進します。
障害のある人に適した住宅の改造支援制度の充実	障害のある人の住宅改造に関する支援制度について、介護保険など関連制度と連携しながら充実に努めます。また、障害のある人一人ひとりに応じたより適切な改修ができるよう、作業療法士などの専門的人材を積極的に活用しながら相談・指導を図ります。
障害のある人向けの多様な住まいの確保	公営住宅や民間の賃貸住宅などの活用や働きかけによって、障害のある人の住みよい住まいの確保を図ります。
ケアホームとグループホームの確保	ケアホームとグループホームの確保を図るため、整備に対し助成を行います。また、整備にあたり障害や障害のある人についての理解と協力が地域において得られるよう啓発を行います。

数値目標

本計画の施策を推進することにより達成をめざす目標値を次のとおり掲げます。

区分	指標名	現況 (平成 23 年度)	平成 29 年度目標	備考
1 身近で見守り支える体制づくり	障害福祉課および湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所に配置されている精神保健福祉士の人数	6 人 (平成 23 年 10 月現在)	12 人	
	湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所数	3 カ所 (平成 24 年 2 月現在)	10 カ所	
2 子どもの成長を一貫して支える支援の仕組みづくり	発達障害のある子どもを対象とした継続的・計画的な支援システムの構築	なし (平成 24 年 2 月現在)	構築	
3 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供	湖東福祉圏域内の短期入所のベッド数	28 床 (平成 23 年 10 月現在)	38 床	
	湖東福祉圏域内の放課後等デイサービスおよび日中一時支援事業の実施事業所数	11 カ所 (平成 23 年 10 月現在)	14 カ所	
4 社会に参加し、いきいき暮らせる機会の充実	働き・暮らしコトー支援センターからの新規就職者数	34 人/年 (平成 22 年度)	45 人/年	
5 安全・安心の地域づくり	市内における福祉避難所(室)の拡充	1 カ所 (平成 24 年 2 月現在)	18 カ所	
	災害時要援護者登録者数	1,768 人 (平成 24 年 2 月現在)	3,000 人	

第5章 計画推進のために

第 1 節 地域ケア体制

(1) 総合的な地域ケアの推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人一人ひとりの各ライフステージにおいてその障害特性に応じた地域ケアが行える体制整備が必要不可欠です。

障害者自立支援法の障害福祉サービスの一つとして、「相談支援」が位置付けられ、地域生活を送る上で計画的な障害福祉サービスの利用が特に必要な障害のある人に対して、サービス利用計画を作成していますが、平成 24 年 4 月からは原則としてサービス利用者全員を対象とすることとなります。このため、ケアマネジメントを実施する指定相談支援事業所の体制を充実する必要があります。

また、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的で分野を横断した多面的な支援や、障害種別に関わりのない総合的な支援システムを確立することが必要です。

このため、障害のある人が生涯を通じて、自分の障害や生活、希望に応じた療育や教育、保健・医療・福祉、生きがい、そして社会参加のための支援などの多面的なサービスを効果的で一体的に受けることができるよう、ライフステージに応じた適切なサービス提供のためのサービス調整機能を、湖東地域障害者自立支援協議会を核に指定相談支援事業所や行政、関係機関、サービス提供事業所の連携のもとに確立し、連続性、一貫性のある施策の展開に取り組みます。

また、高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障害のある人のニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障害のある人が地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

特に、発達障害や精神障害のある人への各種支援については、法令や制度、市町村での取組も比較的新しく不十分な面もあるため、今後重点的にサービス調整・提供体制の整備に努めます。

また、障害者自立支援法の自立支援給付（介護サービスや日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業等の提供にあたっては、「第 3 期彦根市障害福祉計画」を別途策定し、サービス基盤の整備等を推進します。

取組内容

取組	内容
湖東地域障害者自立支援協議会の運用とケアマネジメント	地域の関係機関の連携強化を図るとともに、障害のある人の生活を支えるため、保健・医療・福祉関連のサービス資源に限らず、教育や就労、文化・スポーツに関する資源も視野に入れた包括的なケアマネジメントが実施できるよう、湖東地域障害者自立支援協議会を中心にその体制の確立を図ります。その際、障害区分ごとの専門性も確保しながら、年齢や障害の特性に配慮するとともに、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービスなども視野に入れたケアマネジメントをめざします。

サービス提供事業者、団体、企業との協力・連携	<p>さまざまなケースに積極的に対応できる事業者や専門性の高い事業所を育成するとともに、さまざまな障害の特性に対応できる知識・技術を共有するため、事業所間の情報交流など連携体制の構築に向けて支援します。</p> <p>発達支援システムにおいては、認証発達障害者ケアマネジメント事業を受託する「ステップアップ21」や県発達障害者支援センター「いぶき」との連携を強化します。</p> <p>また各種障害者団体の活動との連携により、さまざまな制度の周知と普及を図ります。</p> <p>さらに(社)滋賀県社会就労事業振興センターや彦根公共職業安定所との連携強化と障害者雇用のための企業への働きかけにより、障害者雇用の促進します。</p>
対象者の把握	<p>自分では意思表示や判断が困難な障害のある人も含め、自立支援給付対象外のサービスを含む、多様な支援が必要な障害のある人の把握に努めます。</p>
専門的な支援機関の確保と育成	<p>重度障害や行動障害、精神障害、発達障害など障害のある人一人ひとりのニーズを把握し、そのニーズにきめ細かくに対応し相談に応じながら、地域のあらゆる社会資源を活用した個別支援計画の作成から、それに基づくサービス提供のための調整までを行うことができる、地域に密着した専門的な支援機関の育成をめざします。</p>
サービス基盤の確保	<p>訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、療育等に必要なサービス基盤の確保に努めます。</p>
障害福祉サービスの質向上への取組	<p>湖東地域障害者自立支援協議会における活動を通じて、湖東福祉圏域の障害福祉サービス事業所のサービスの質を高め、維持することを推進します。</p> <p>また、滋賀県下で実施されている「健康福祉サービス自己評価」制度の活用を図り、利用者に正しいサービス情報を提供していきます。</p>
支援者の確保と育成	<p>相談やサービス調整、介護、保健・医療、療育・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、これらの職種毎の専門的研修と合わせ、分野を横断した研修を支援し技術の向上をめざします。</p> <p>保育園や幼稚園、小中学校における障害のある子どもの教育・指導については、発達障害のある子どもへの対応も含め、県の専門機関とも連携し、教職員を援助できる専門的人材による補完体制の確立をめざします。</p> <p>地域福祉の理念を啓発しながら、障害者福祉推進員(障害者相談員)、民生委員・児童委員をはじめ、身近な地域で障害のある人を支えるさまざまな支援者を育成します。</p>
総合的支援体制の整備	<p>各種事業・取組を有機的に実現するため、市はもとより湖東地域障害者自立支援協議会を中心にし、指定相談支援事業所、関係機関、サービス提供事業者、専門的人材等を結び、総合的な支援ネットワーク体制を整備します。</p> <p>また、保健・医療や福祉、教育、就労支援機関等の連携強化を図ります。</p>

(2) 障害のある人のニーズや地域資源の把握

今後も障害のある一人ひとりのニーズや障害種別の全体ニーズ等の把握に努める必要があります。

また、障害のある人の日常生活や社会参加を支援する社会資源は福祉サービスや障害福祉施設等にとどまらないことから、行政やサービス提供事業所、社会福祉協議会、市民との連携によって多様な地域資源の把握に努める必要があります。

このため、湖東地域障害者自立支援協議会や各種団体、サービス事業者との連携によって、障害のある人と家族のニーズの把握に努めるとともに、対応すべきニーズの速やかな施策化に努めます。また、障害のある人を支援する上で有効なサービス、企業活動、市民活動や施設等多様な地域資源の情報収集に努め、その有効活用を図ります。

取組内容

取組	内容
自立支援協議会による把握	湖東地域障害者自立支援協議会により、障害のある人と家族のニーズや自立支援等に資する地域資源の把握に努めます。
障害者団体等との懇談会	各種障害者団体との懇談会を開催し、障害のある人と家族の生活におけるニーズの把握に努めます。
市民参加による施策づくり	障害者関連施策全般について障害のある人をはじめ市民の声を聞く機会を設けます。また、施策の推進や計画策定、条例の制定などにあたっては、アンケートや意見公募手続(パブリックコメント)などの手法によって障害のある人をはじめ市民のニーズや意見の反映に努めます。

第 2 節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、市が主体となりながら、国、県、湖東福祉圏域の関係町との連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで、一体的に取り組むことが重要であることから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) 市の計画推進

本計画に基づく関連施策を市全体で推進するため、個々の施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、障害福祉課が中心となり、市の関係部局間の連携を図り、計画の総合的、効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や県との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整や要請に当たります。

(2) 計画の進捗状況の管理・評価

障害当事者をはじめ、障害福祉関係団体の代表者や障害福祉サービス事業者、学識経験者などで構成される「彦根市障害者福祉推進会議」において、本計画の進捗状況の管理と評価を行うとともに、市においても本計画の進捗状況の自己管理、評価を行うものとします。

年度ごとに計画の進捗状況を管理し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努め、結果については広く市民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

資 料

1 障害のある子ども・障害のある人アンケート調査概要

(1) 調査の趣旨

「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画」の次期計画の策定を行うにあたって、療育などの支援が必要な子どもや障害のある人およびその家族の状況や意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査実施の方針

調査の対象者は、市内に在住する障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者（18歳未満の子どもは保護者）や児童デイサービスや日中一時支援事業のサービスを利用する子どもの保護者、自立支援医療（精神通院医療）の受給者等で介護給付（居宅介護等）や訓練等給付（就労継続支援等）の障害福祉サービスを利用している人としてしました。

調査票の種類を、子ども（18歳未満）の保護者、成人（18歳以上65歳未満）高年齢者（65歳以上）に分けて実施しました。その内容は、については、就学前から就学期に関する保護者のさまざまなニーズを明らかにするための質問を設けました。については、生活全般やサービスへの評価、就労や社会参加などのニーズを調査することに重点を置きました。については加齢に伴う固有の困りごとや、生活全般のニーズなどを明らかにするための質問を設けました。

(3) 調査実施概要

調査対象地	彦根市内全域	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査基準日	平成23年（2011年）8月1日	
調査実施期間	平成23年（2011年）8月29日～9月11日	
実施（発送）数	子ども（18歳未満）の保護者	370人
	成人（18歳以上65歳未満）	700人
	高年齢者（65歳以上）	500人

パーセント表示は小数点2位以下を四捨五入しているため、単数回答のグラフ（円グラフや帯グラフ）において選択肢合計が99.9%など、100.0%にならない場合がある。

< 報告書グラフ中記号説明 >

SA 単数回答の略。回答者が選択肢を一つだけ選べる質問への回答結果。

MA 複数回答の略。回答者が選択肢を複数選べる質問への回答結果。

N 全体数（集計対象者総数）のこと。

(4) 回収結果

調査対象	子ども（18歳未満）の保護者	成人（18歳以上65歳未満）	高齢者（65歳以上）	合計（平均）
対象者数（人）	370	2,085	2,825	5,280
実施数（人）	370	700	500	1,570
実施割合	100.0%	33.6%	17.7%	29.7%
回収数（票）	172	373	322	867
回収率	46.5%	53.3%	66.4%	55.2%

参考 障害種別実施数・回収数・回収率

障害種別		子ども（18歳未満）の保護者	成人（18歳以上65歳未満）	高齢者（65歳以上）
身体障害者	実施数（人）	104	406	484
	回収数（票）	45	234	317
	回収率	43.3%	57.6%	65.5%
知的障害者	実施数（人）	202	178	7
	回収数（票）	114	109	5
	回収率	56.4%	61.2%	71.4%
精神障害者	実施数（人）	2	116	9
	回収数（票）	2	48	4
	回収率	100.0%	41.4%	44.4%

回収数には手帳間の重複者が含まれる。

2 障害のある子ども・障害のある人アンケート調査結果抜粋

(1) 調査結果-1 子ども(18歳未満)の保護者

発達の特徴について相談した時期

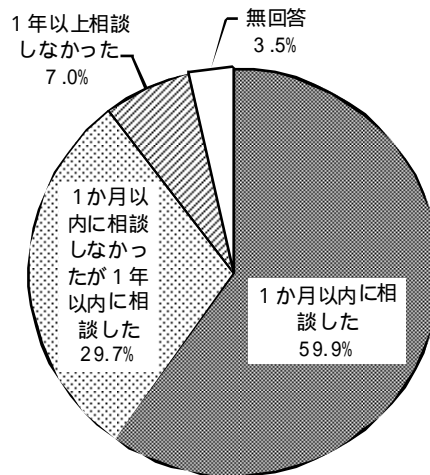
お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談しましたか。あてはまる番号1つをつけてください。

全体数 = 172

「1か月以内に相談した」が59.9%と最も多く、「1か月以内に相談しなかったが1年以内に相談した」29.7%、「1年以上相談しなかった」7.0%となっています。

子どもの年齢別で見ると、「1か月以内に相談した」が1歳と2歳でやや低くなっています。

【Q7】発達の特徴についていつ相談したか <SA>
(N=172)

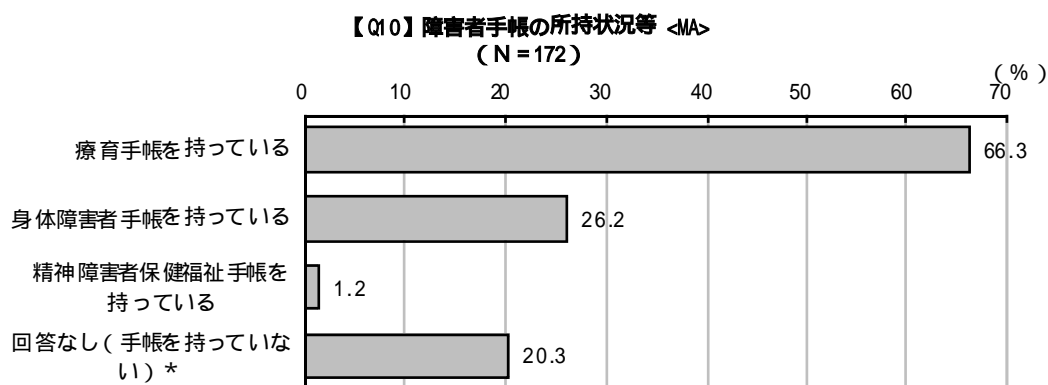


障害者手帳の所持状況等

お子さんが持っている障害者手帳の状況についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

全体数 = 172

「療育手帳を持っている」が 66.3%、「身体障害者手帳を持っている」が 26.2%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が 1.2%となっています。



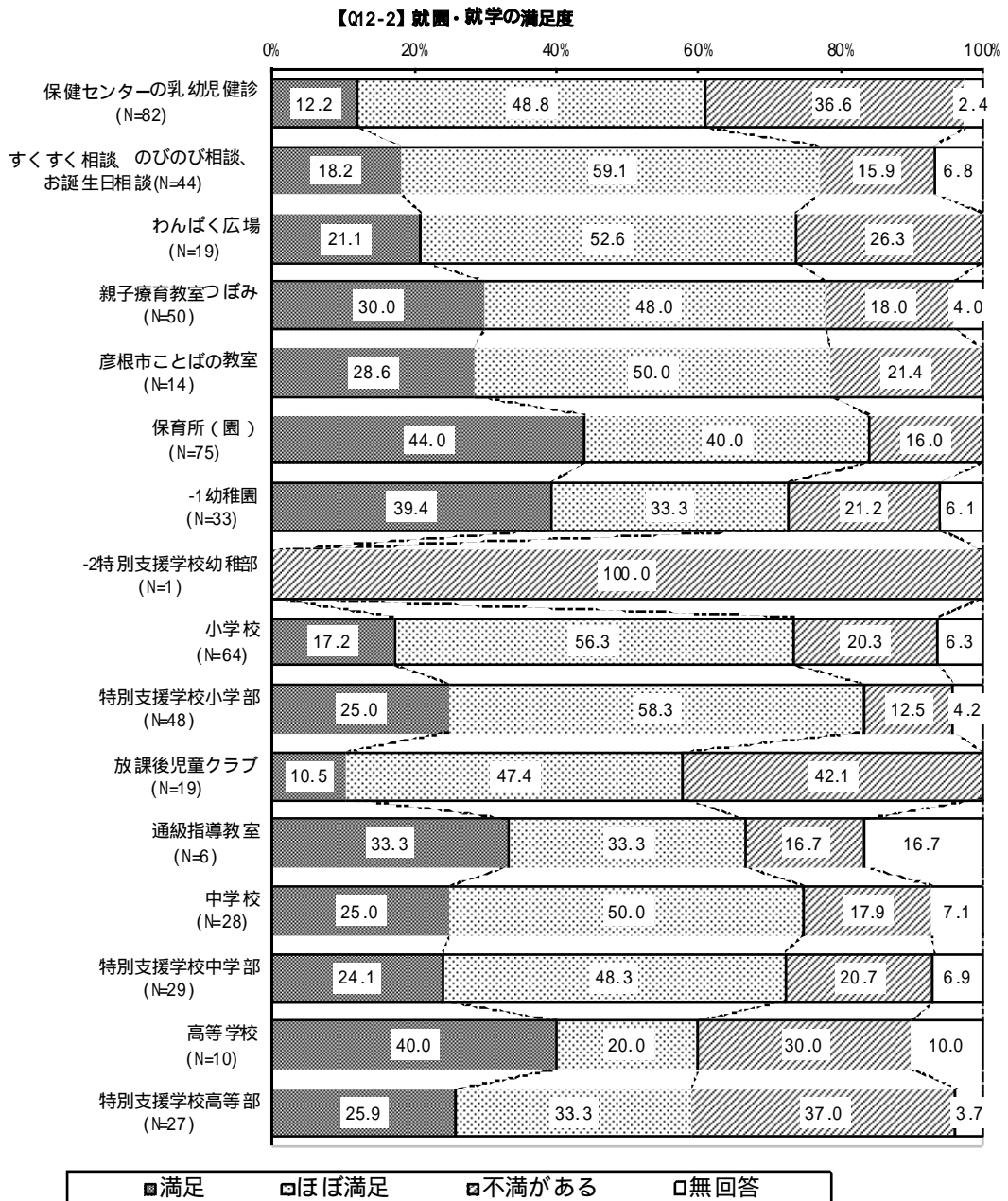
*回答なしには 手帳を持っている無回答者も含まれる

就園・就学の満足度

～ の満足度を次の3つから選んで該当の番号に を1つだけつけてください。

「満足」「ほぼ満足」の合計が最も多いのは、「保育所(園)」84.0%、次いで「特別支援学校小学部」83.3%、「彦根市ことばの教室」78.6%などとなっています。

「不満がある」については「放課後児童クラブ」42.1%、「特別支援学校高等部」37.0%、「保健センターの乳幼児健診」36.6%、「高等学校」30.0%などで多くなっています。



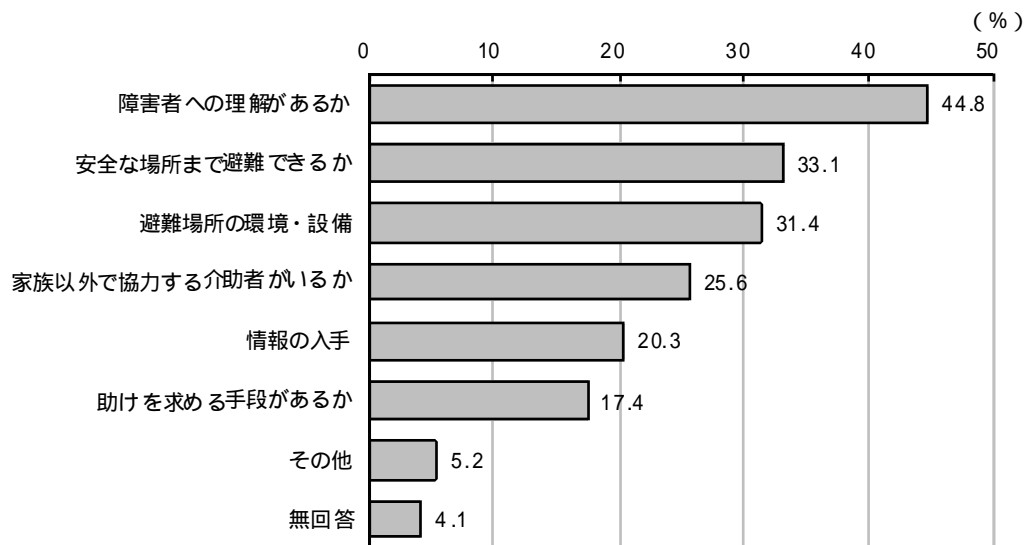
災害時の避難等の不安

お子さんが災害で避難する時や、避難場所で不安なことはありますか。特に不安に感じるものの番号2つまでに をつけてください。

全体数 = 172

最も多いのが「障害者への理解があるか」で44.8%、次いで「安全な場所まで避難できるか」33.1%、「避難場所の環境・設備」31.4%、「家族以外で協力する介護者がいるか」25.6%、「情報の入手」20.3%、「助けを求める手段があるか」17.4%となっています。

【Q21】災害時の避難等の不安 <A>
(N = 172)



彦根市の取り組みについて

彦根市に力を入れて欲しい取り組みは何ですか。特にあてはまる番号 3 つまでに をつけてください。

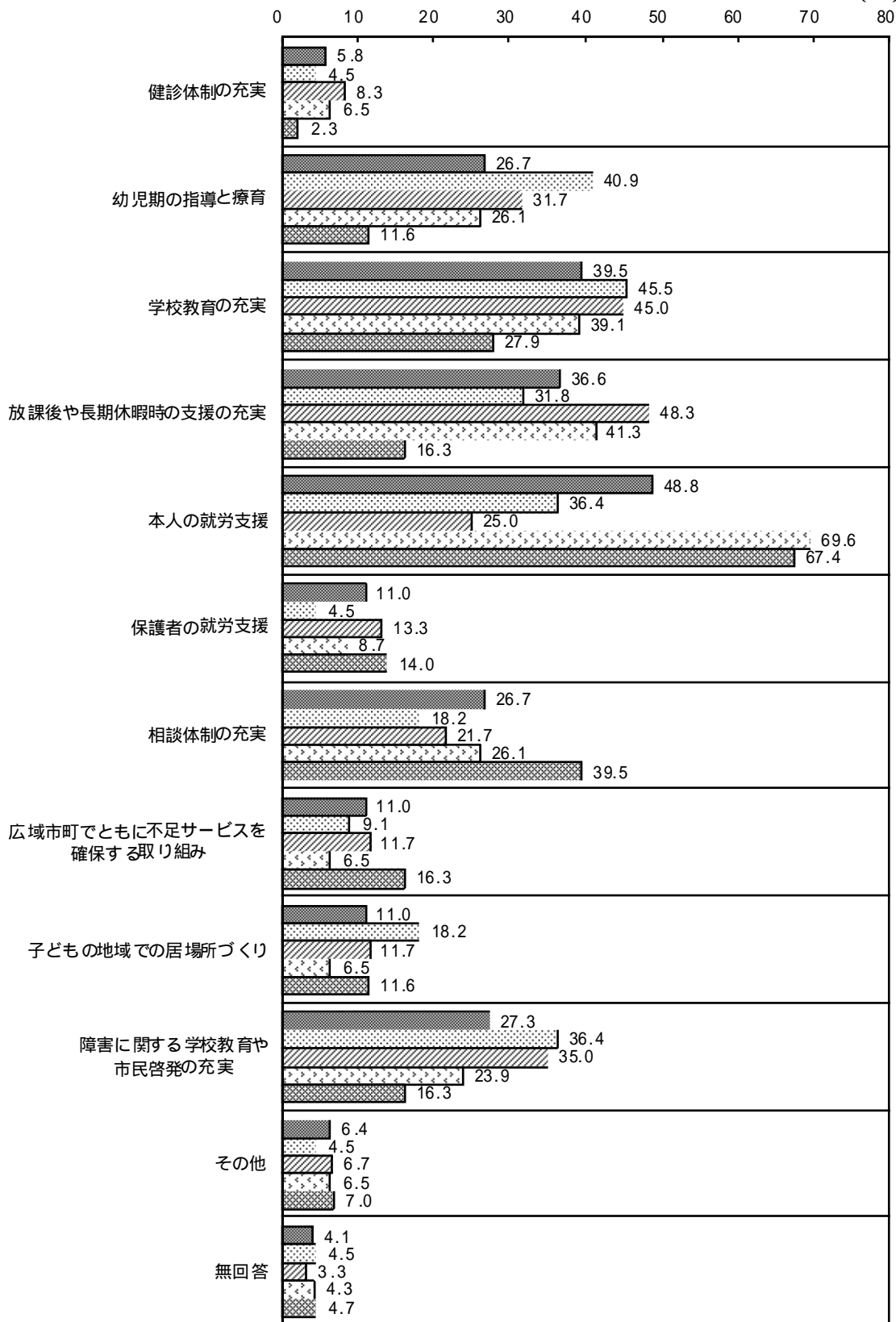
全体数 = 172

最も多いのが「本人の就労支援」で 48.8%、次いで「学校教育の充実」39.5%、「放課後や長期休暇時の支援の充実」36.6%、「障害に関する学校教育や市民啓発の充実」27.3%、「幼児期の指導と療育」「相談体制の充実」がいずれも 26.7%、などとなっています。

年齢層別で見ると、10 歳以上で「本人の就労支援」が高くなっています。

【Q8】彦根市に力を入れて欲しい取り組み

(%)



■全体 □0~4歳 ▨5~9歳 ▩10~14歳 ▪15歳以上

* 就園・就学毎にグラフ表示を

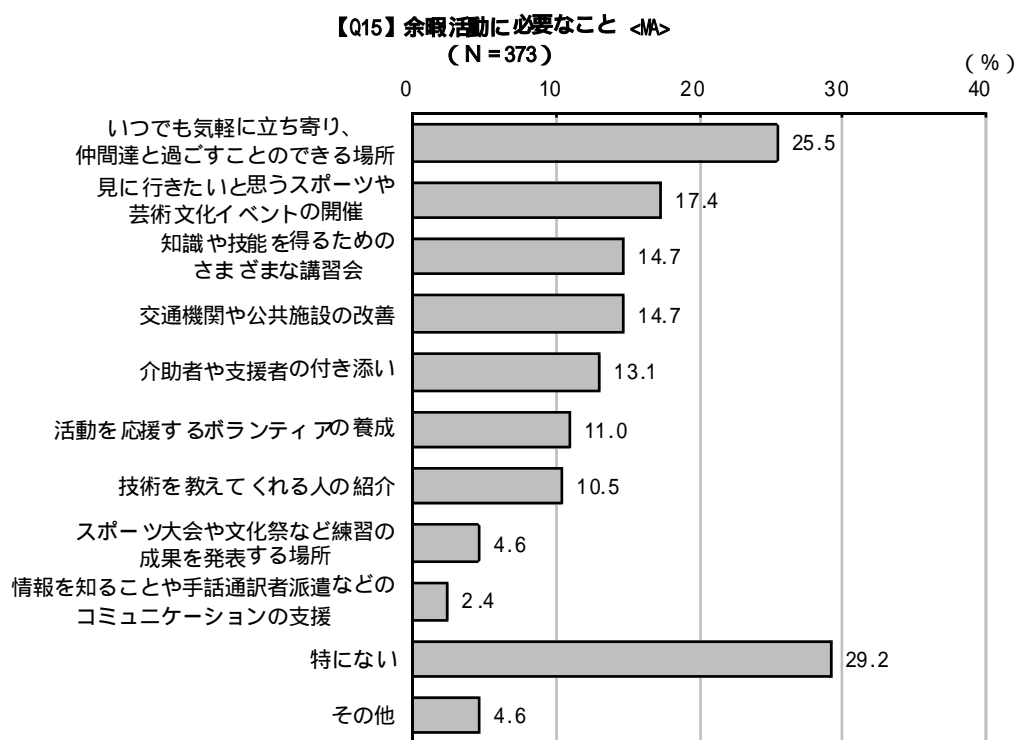
(2) 調査結果-2 成人(18歳以上65歳未満)

余暇活動に必要なこと

あなたが自由時間にしたい活動をするために何が必要ですか。あてはまる番号3つまでに をつけてください。

全体数 = 373

最も多いのは「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことができる場所」で25.5%、次いで「見に行きたいと思うスポーツや芸術文化イベントの開催」17.4%、「知識や技能を得るためのさまざまな講習会」「交通機関や公共施設の改善」がいずれも14.7%などとなっています。一方、「特にない」は29.2%となっています。



地域・隣近所との付き合いの程度

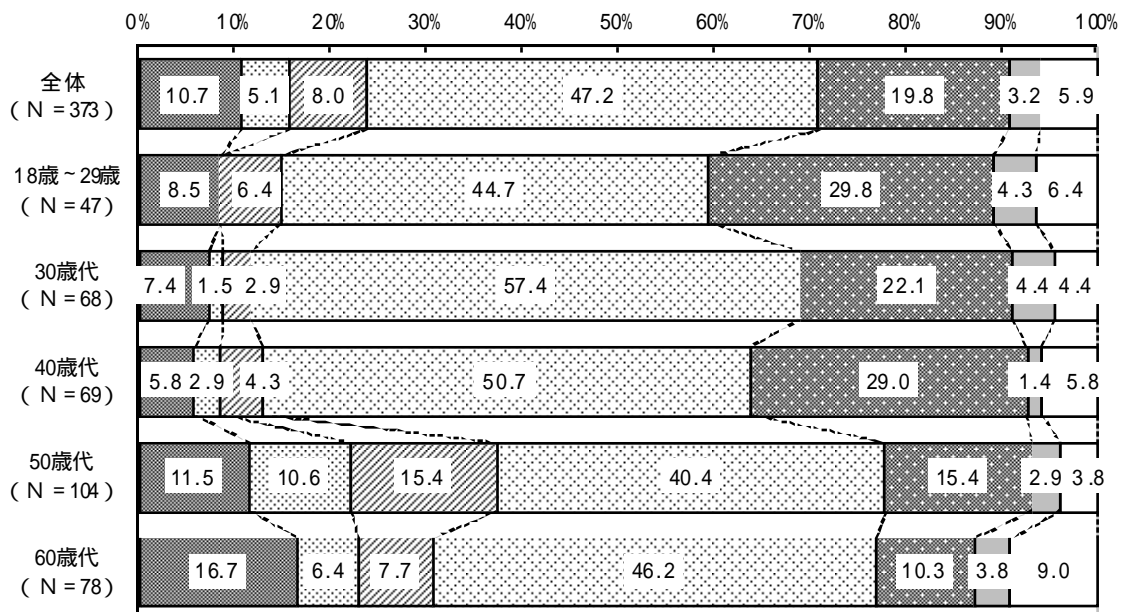
あなたは地域・隣近所の方と、どのようなおつきあいをしていますか。あてはまる番号1つをつけてください。

全体数 = 373

最も多いのが「会った時はあいさつをしあう」で47.2%、次いで「地域の活動によく参加している」10.7%、「世間話をする」8.0%などとなっています。一方、「つきあいはしていない」は19.8%となっています。

年齢層別に見ると、18～29歳と40歳代で「つきあいはしていない」が高くなっています。

【Q17】地域・隣近所との付き合いの程度



- 地域の活動によく参加している
- ▨用事を頼める程度のつきあいはしている
- ▩世間話をする
- 会った時はあいさつをしあう
- ▨つきあいはしていない
- その他
- 無回答

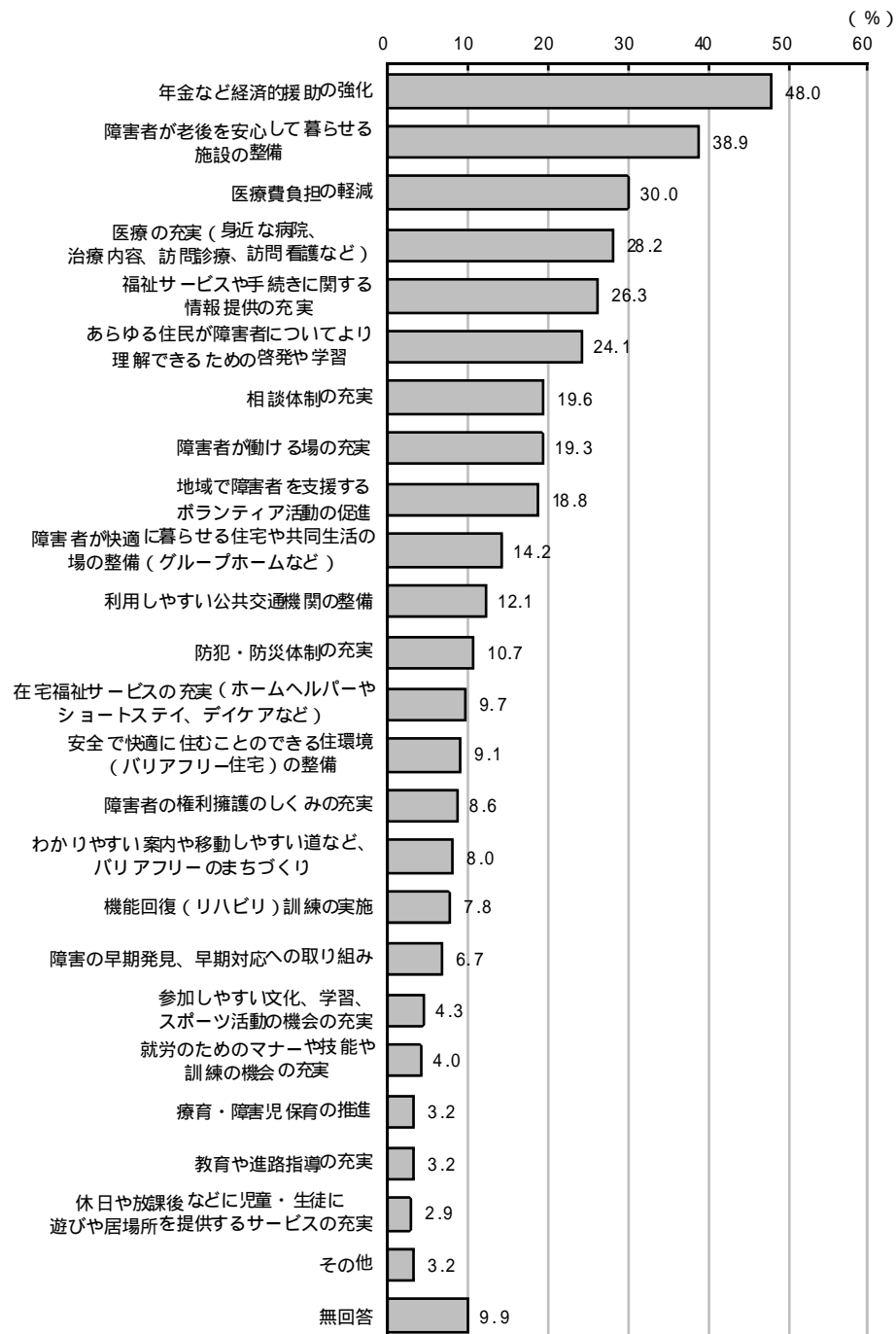
彦根市の取り組みについて

あなたはこれから地域で生活するために、彦根市に力を入れて欲しい取り組みは何ですか。あてはまる番号5つまでに をつけてください。

全体数 = 373

最も多いのが「年金など経済的援助の強化」で 48.0%、次いで「障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備」38.9%、「医療費負担の軽減」30.0%、「医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など）」28.2%、「福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実」26.3%などとなっています。

【Q24】彦根市に力を入れて欲しい取り組み <M>
(N = 373)



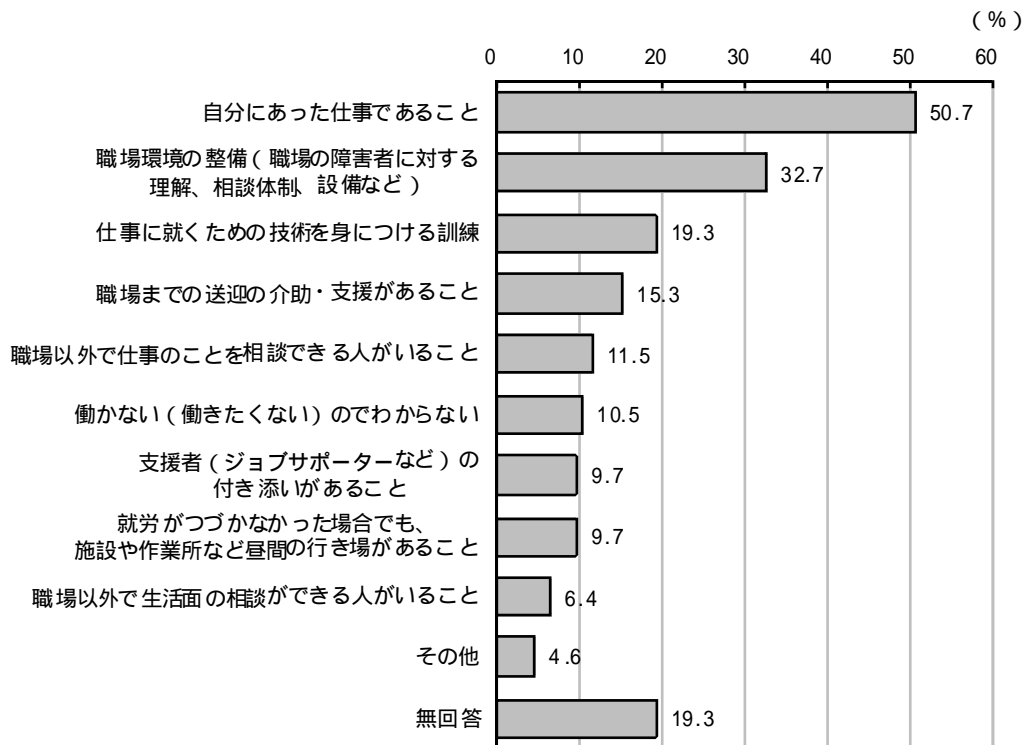
一般就労のために必要なこと

すべての方におたずねします。あなたが企業などで一般就労を続ける（始める）ために必要なことは何ですか。あてはまる番号3つまでに をつけてください。

全体数 = 373

最も多いのが「自分にあった仕事であること」で 50.7%、次いで「職場環境の整備（職場の障害者に対する理解、相談体制、設備など）」32.7%、「仕事に就くための技術を身につける訓練」19.3%、「職場までの送迎の介助・支援があること」15.3%、「職場以外で仕事のことを相談できる人がいること」11.5%などとなっています。

【Q29】一般就労のために必要なこと <1A>
(N = 373)



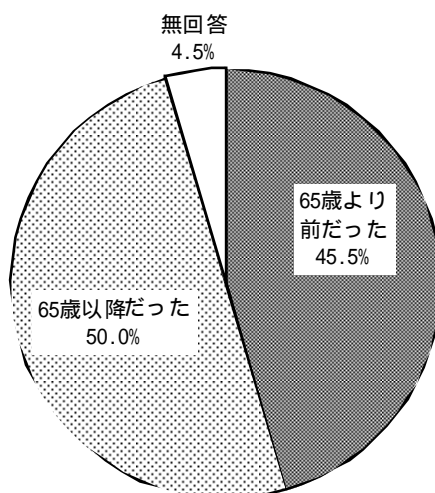
(3) 調査結果-3 高齢者(65歳以上)

障害者手帳の取得の時期

最初に障害者手帳を取得されたのは65歳より前ですか、65歳以降ですか。あてはまる番号1つにをつけてください。

全体数 = 332

【Q6】障害者手帳の取得の時期 <SA>
(N = 332)

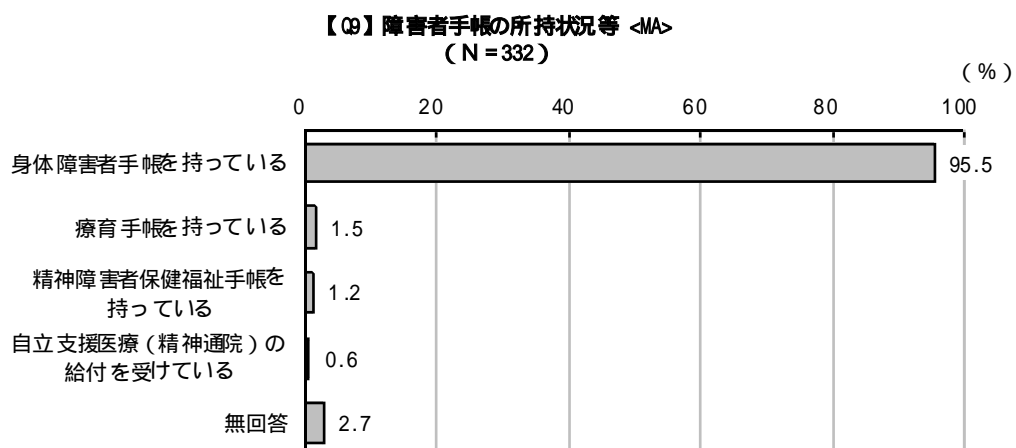


障害者手帳の所持状況等

あなたが持っている障害者手帳や自立支援医療（精神通院）の給付の状況についてあてはまる番号にいくつでもをつけてください。

全体数 = 332

「身体障害者手帳を持っている」が 95.5%、「療育手帳を持っている」が 1.5%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が 1.2%となっています。また、「自立支援医療（精神通院）の給付を受けている」が 0.6%となっています。

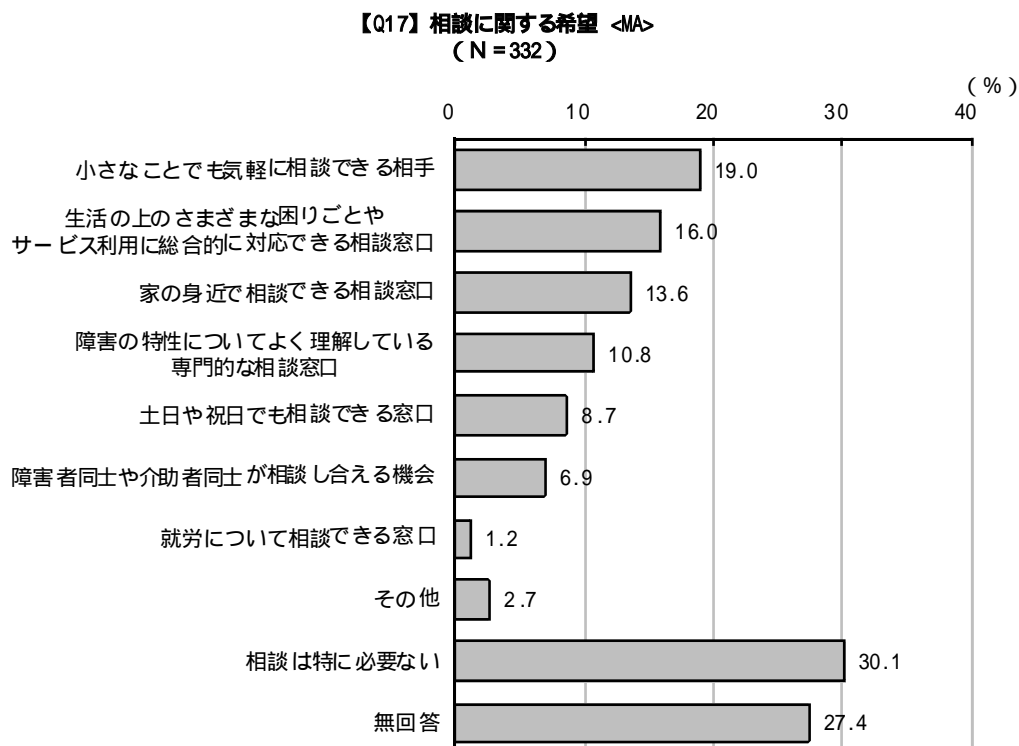


相談に関する希望

あなたが相談で希望することは何ですか。あてはまる番号すべてに をつけてください。

全体数 = 332

最も多いのが「小さなことでも気軽に相談できる相手」で 19.0%、次いで「生活上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」16.0%、「家の身近で相談できる相談窓口」13.6%、「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」10.8%などとなっています。一方、「相談は特に必要ない」は 30.1%となっています。



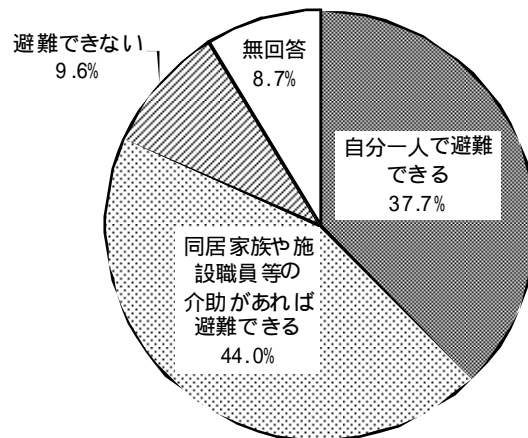
災害時に避難できるか

問 19 災害が発生した時、あなたは避難できますか。あてはまる番号 1 つに をつけてください。

全体数 = 332

「自分一人で避難できる」37.7%、「同居家族や施設職員等の介助があれば避難できる」44.0%、「避難できない」9.6%となっています。

【Q19】災害時に避難できるか <SA>
(N = 332)



3 子どもの発達に関するアンケート調査概要

(1) 調査の趣旨

「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画」の次期計画の策定を行うにあたって、発達上の特徴や発達障害のある子どもの状況などを把握するため、アンケートを実施しました。

(2) 調査対象

市内の通級指導教室に通う児童・生徒、自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する児童・生徒、「ことばの教室」に通う就学前の子どもの計 152 人の保護者。

(3) 調査実施概要

調査方法	各学校や教室で配布・郵送による回収
調査基準日	平成 23 年(2011 年)9 月 1 日
調査実施期間	平成 23 年(2011 年)9 月
実施(発送)数	152 人

(4) 回収結果

配布数	152 件
回収数	63 件
回収率	41.4%

本報告書内のパーセント表示は小数点 2 位以下を四捨五入しているため、単数回答のグラフ(円グラフや帯グラフ)において選択肢合計が 99.9%など、100.0%にならない場合がある。

<報告書グラフ中記号説明>

SA 単数回答の略。回答者が選択肢を一つだけ選べる質問への回答結果。

MA 複数回答の略。回答者が選択肢を複数選べる質問への回答結果。

N 全体数(集計対象者総数)のこと。

4 子どもの発達に関するアンケート調査結果抜粋

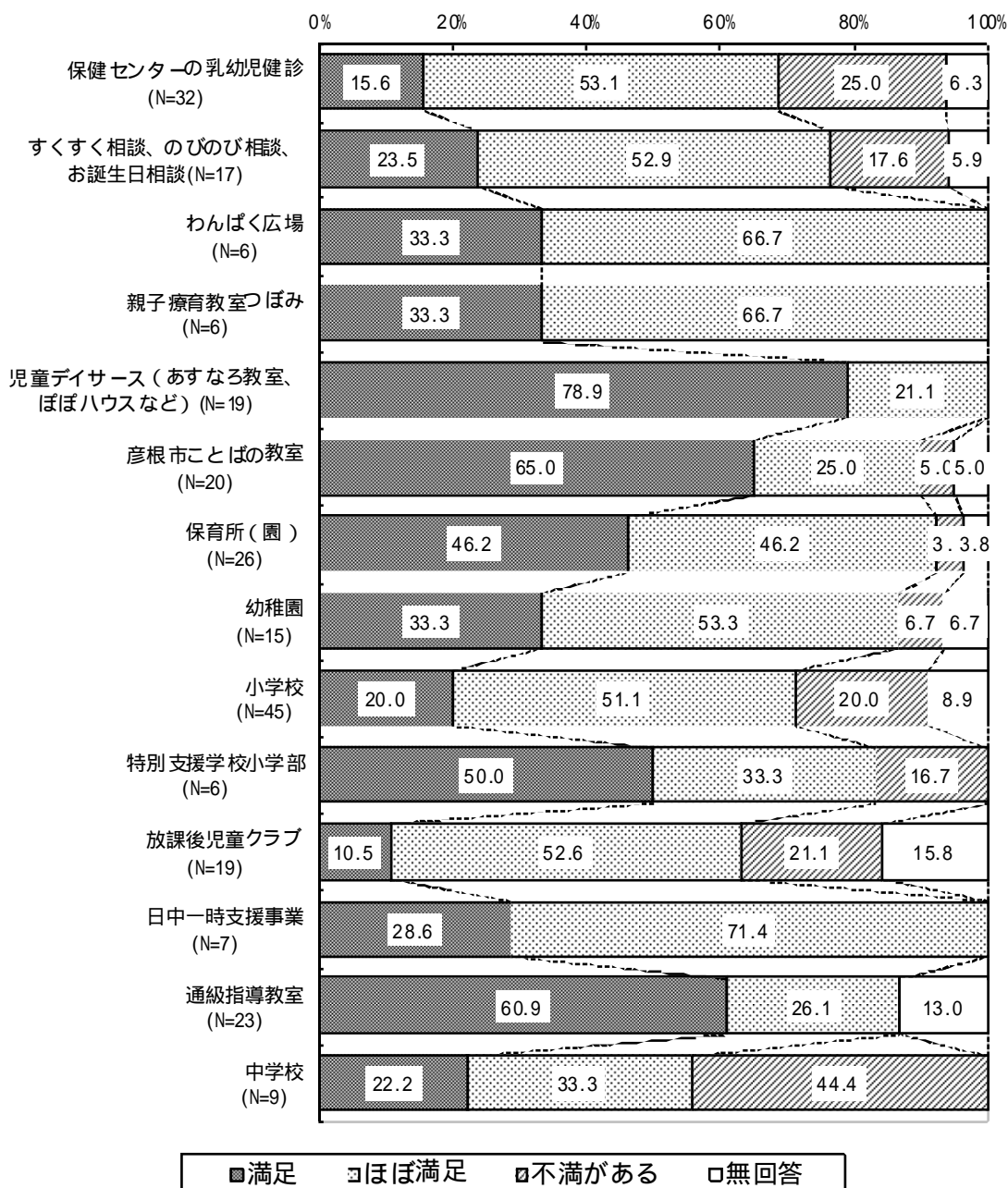
就園・就学の満足度

～ の満足度を次の3つから選んで該当の番号に を1つだけつけてください。

「満足」「ほぼ満足」の合計が最も多いのは、「 児童デイサービス(あすなる教室、ぽぽハウスなど)」、「 日中一時支援事業」、「 わんぱく広場」、「 親子療育教室つぼみ」がいずれも100%、「 保育所(園)」92.3%、「 彦根市ことばの教室」90.0%、「 通級指導教室」87.0%などとなっています。

「不満がある」は、「 中学校」44.4%、「 保健センターの乳幼児健診」25.0%、「 放課後児童クラブ」21.1%、「 小学校」20.0%などで多くなっています。

【Q9-2】就園・就学の満足度

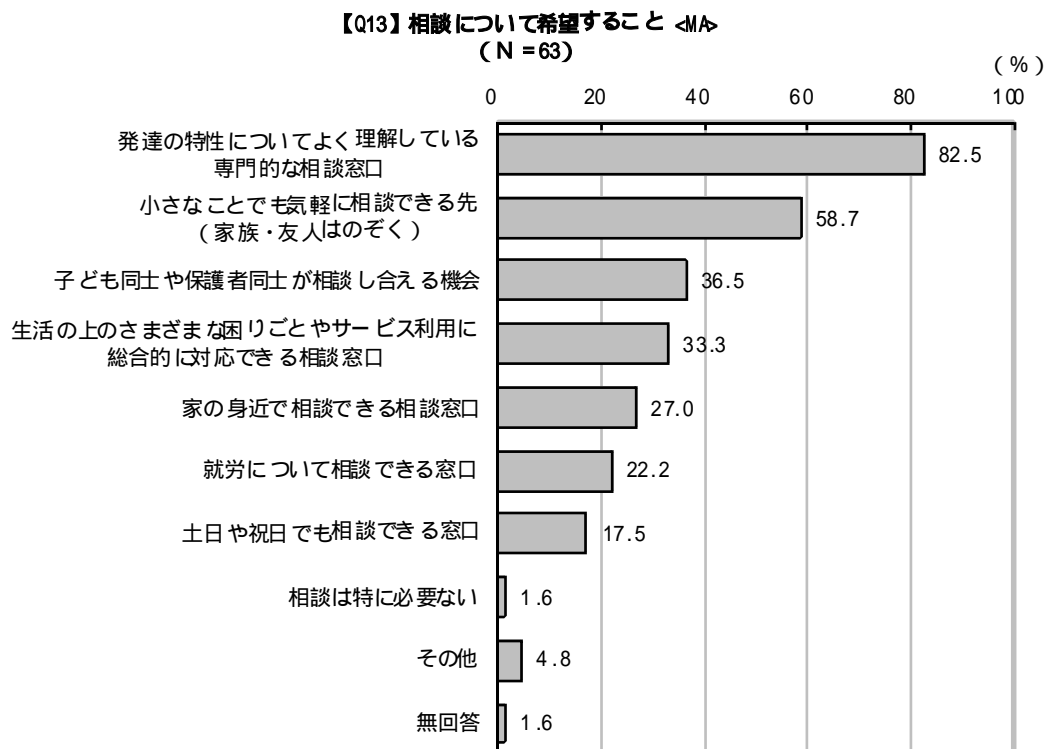


相談について希望すること

あなたが相談について希望することは何ですか。あてはまる番号すべてに をつけてください。

全体数 = 63

最も多いのが「発達の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」で 82.5%、次いで「小さいことでも気軽に相談できる先(家族・友人はのぞく)」58.7%、「子ども同士や保護者同士が相談し合える機会」36.5%、「生活上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」33.3%、「家の身近で相談できる相談窓口」27.0%などとなっています。



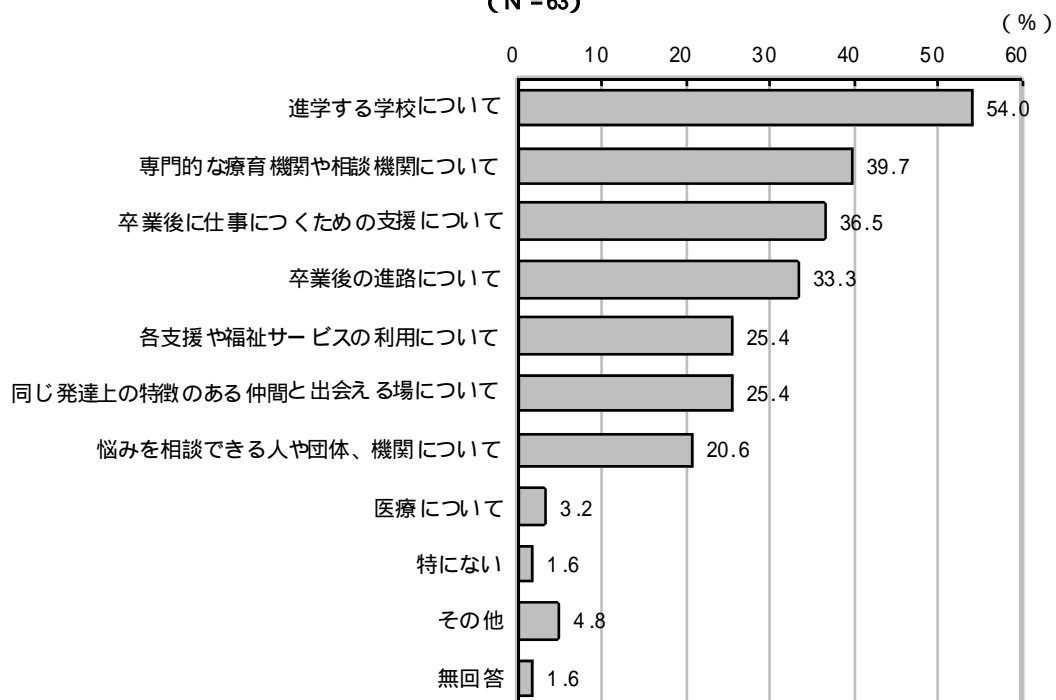
支援や教育について知りたい情報

あなたはお子さんへの支援や教育について特にどのような情報が知りたいですか。あてはまる番号3つまでに をつけてください。

全体数 = 63

最も多いのが「進学する学校について」で54.0%、次いで「専門的な療育機関や相談機関について」39.7%、「卒業後に仕事につくための支援について」36.5%、「卒業後の進路について」33.3%、「各支援や福祉サービスの利用について」「同じ発達上の特徴のある仲間と出会える場について」がいずれも25.4%などとなっています。

【Q14】支援や教育について知りたい情報 <MA>
(N = 63)



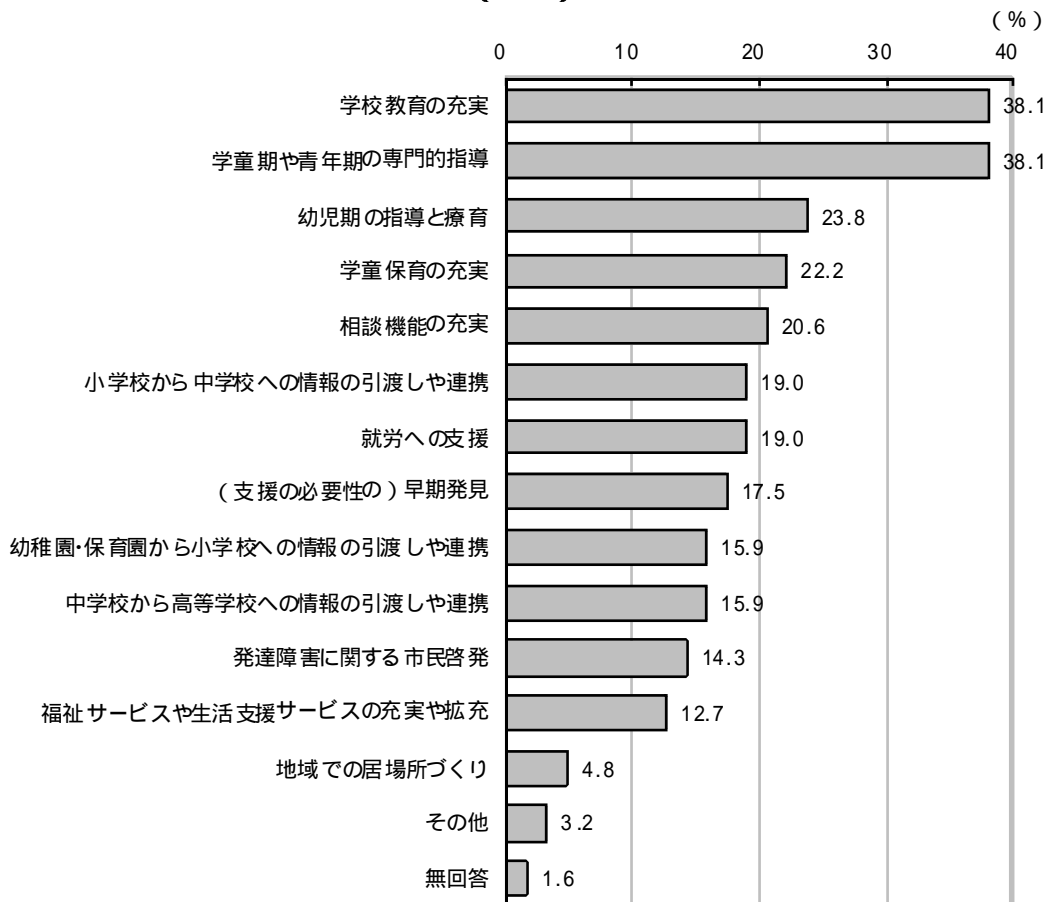
彦根市の取り組みについて

彦根市に力を入れて欲しい取り組みは何ですか。特にあてはまる番号3つまでに をつけてください。

全体数 = 63

最も多いのが「学校教育の充実」と「学童期や青年期の専門的指導」でいずれも 38.1%、次いで「幼児期の指導と療育」23.8%、「学童保育の充実」22.2%、「相談体制の充実」20.6%、「小学校から中学校への情報の引渡しや連携」「就労への支援」がいずれも 19.0%、「(支援の必要性の)早期発見」17.5% などとなっています。

【Q15】彦根市に力を入れて欲しい取り組み <A>
(N = 63)



5 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 彦根市総合計画に基づき障害福祉の推進に関する総合的な施策および重要事項について、各団体、各機関その他市民を代表する者から意見を聴取し、審議するため、彦根市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成)

第 2 条 推進会議は、30 人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 障害者団体および社会福祉団体
- (3) 障害福祉に関し学識または経験を有する者
- (4) 障害福祉の事業に従事する者
- (5) 関係行政機関
- (6) その他市長が必要と認めたる者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員および任務)

第 4 条 推進会議に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときに、専門委員の職を解くものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、昭和 57 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 10 月 3 日告示第 70 号)

この告示は、平成 3 年 10 月 3 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 5 月 2 日告示第 96 号)

この告示は、平成 14 年 5 月 2 日から施行し、改正後の彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 18 年 3 月 10 日告示第 46 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 4 月 25 日告示第 86 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

6 彦根市障害者福祉推進会議委員等名簿

氏名	所属団体等	備考
和泉 正夫	彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ 21	
伊関 光男	彦根市身体障害者更生会	
上田 浩司	彦根公共職業安定所	
上野 真紀	株式会社 ニチイ学館長浜支店	
上ノ山 真佐子	特定非営利活動法人 サタデーピア	
岡田 幹雄	公募委員	
小野 幸弘	働き・暮らしコトー支援センター	
加納 徳雄	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	(専門委員会委員)
川尻 哲央	彦根歯科医師会	
川幅 善久	彦根市特別支援教育推進委員会	
岸田 雅信	滋賀県立甲良養護学校	(専門委員会委員)
北村 一男	彦根市精神障害者家族会 集まろう会	(専門委員会委員)
佐竹 正夫	彦根商工会議所	
鹿山 健三	彦根市民生委員・児童委員協議会連合会	
白石 制	彦根医師会	
梶本 まどか	滋賀県湖東健康福祉事務所	
中島 まゆみ	公募委員	
中村 好孝	滋賀県立大学人間文化学部	会長
成宮 博和	彦根市福祉保健部	
西尾 知子	社会福祉法人 ひかり福祉会	
野路井 邦充	特定非営利活動法人 彦根育成会	副会長
服部 健太郎	地域生活支援センター まな	(専門委員会委員)
原 周吉	彦根市ボランティア連絡協議会	
廣畑 光晃	彦根市視覚障害者協会	(専門委員会委員)

氏名	所属団体等	備考
前田 映子	彦根市社会福祉協議会	
山内 洋子	彦根市肢体不自由児(者)父母の会	
山瀬 鋭了	彦根市聴覚障害者協会	(専門委員会委員)
辻本 輝晃	特別支援学級担任者会	オブザーバー
池崎 繁伸	彦根市教育委員会 学校教育課	オブザーバー

委員については五十音順・敬称略

7 ひこね障害者まちづくりプラン（平成24～29年度）策定経過

1 彦根市障害者福祉推進会議

(1) 平成23年7月22日 第1回 会議

- ・委嘱状 交付
- ・会長、副会長の選出
- ・「障害者計画」と「障害福祉計画」について
- ・計画策定の進め方と推進会議について
- ・アンケート調査とその内容検討について

(2) 平成23年9月28日 第2回 会議

- ・彦根市障害者推進会議の公開について
- ・アンケート調査等の経過報告と結果報告（速報）
- ・子どもの発達に関するアンケート調査について
- ・現状と課題の総括（現行計画の進捗）について
- ・課題抽出のための意見交換

(3) 平成23年11月2日 第3回 会議

- ・アンケート調査等の経過報告と結果報告
- ・次期「彦根市障害者計画」骨子案について
- ・意見交換

(4) 平成24年1月26日 第4回 会議

- ・子どもの発達に関するアンケート調査の結果報告
- ・次期「彦根市障害者計画」素案について
- ・意見交換

(5) 平成24年3月22日 第5回 会議

- ・意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果とその対応案について
- ・ひこね障害者まちづくりプラン～彦根市障害者計画～（平成24～29年度）案について
（最終とりまとめ）
- ・意見交換

2 計画策定のためのアンケート調査等

(1) 障害のある子ども・障害のある人アンケート調査

（障害のある人、障害のある子どもや保護者の生活実態とニーズを把握するため）

ア 調査対象

（ア）障害のある子どもの保護者（障害者自立支援法の障害福祉サービス等を利用する子どもの保護者を含む）（370人）

(イ) 障害者手帳所持者と障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する成人(18歳以上 65歳未満) (700人)

(ウ) 障害者手帳所持者と障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する成人(65歳以上) (500人)

(エ) 実施者数(合計) 1,750人

イ 実施 平成23年8月29日発送 (平成23年9月11日投函締め)

ウ 回収結果 867人(55.2%)

(2) 子どもの発達に関するアンケート調査

(発達(成長)において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者の生活実態とニーズを把握するため)

ア 実施者数 152人

イ 実施 平成23年10月13日投函 (平成23年10月30日投函締め)

ウ 回収結果 63人(41.4%)

(3) 事業所アンケート調査

(事業所の実態と今後の事業展開の意向を把握するため)

ア 実施数 122事業所

(彦根市の障害のある人へサービスを提供する障害福祉サービス事業所)

イ 実施 平成23年8月29日発送 (平成23年9月11日投函締め)

ウ 回収結果 67件(54.9%)

(4) 障害者団体等アンケート調査および代表者懇談会

(障害のある人を取り巻く現状の問題点、障害者施策に関する意見・要望を把握するため)

ア 障害者団体等アンケート調査

(ア) 実施数 17団体

(彦根市内の障害者(当時者等)団体およびNPO法人)

(イ) 実施 平成23年9月15日発送 (平成23年9月30日投函締め)

(ウ) 回収結果 11件(64.7%)

イ 障害者団体等代表者懇談会

(ア) 実施数 17団体

(彦根市内の障害者(当時者等)団体およびNPO法人)

(イ) 実施 平成23年10月18日開催

(ウ) 参加団体数 11団体(64.7%)

3 「ひこね障害者まちづくりプラン(平成24~29年度)」素案についての意見公募手続(パブリックコメント)

(1) 実施 平成24年2月13日から3月13日まで

(2) 結果 意見40件(4人・団体)

8 用語説明

50 音順

アルファベット	
NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。
あ	
アスペルガー症候群	広汎性発達障害の一種。対人関係の障害や、他者の気持ちを推測する力の障害が特徴とされる。特定の分野への強いこだわりや、運動機能の軽度な障害も見られる。
インフォーマルサービス	公共機関やサービス提供事業者が行うサービスでなく、知人、近隣、ボランティアなどの支え合いによる援助。
か	
学習障害	知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す障害。LD(Learning Disabilities)あるいは Learning Disorders)と表記される。
共同作業所	企業等で働くことが困難な障害のある人の働く場を確保するため、障害のある人、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている比較的少人数の作業所。小規模作業所。県内では、そのほとんどが障害者自立支援法の日中活動系サービスや地域活動支援センターに移行した。
グループホーム	地域社会の住宅において数人の障害のある人が一定の利用料等を負担して共同で生活する形態であって、世話人により日常生活上の相談や支援が行われる。障害者自立支援法でのサービス名は「共同生活援助」である。
ケアマネジメント	介護や援助を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保していく援助方法。
ケアホーム	地域社会の住宅において数人の障害のある人が一定の利用料等を負担して共同で生活する形態であって、世話人や生活支援員により、入浴、排泄、食事の介護と日常生活上の相談や支援が行われる。障害者自立支援法でのサービス名は「共同生活介護」である。
言語聴覚士	音声機能や言語機能、摂食・嚥下機能、聴覚に障害のある者に対し、その機能の維持向上を図ることと言語訓練その他の訓練やこれに必要な検査および助言、指導その他の援助をおこなう専門職。
高次脳機能障害	脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）、感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害を指す。外見から障害を見極めるのは非常に困難で、本人が自覚していない場合も多い。
広汎性発達障害	社会性や意思疎通の発達異常、興味・関心の範囲が狭い、反復行動、想像力の未発達などの特徴を持った障害のことを指す。一般的に自閉症、アスペルガー症候群の上位概念として認識されている。
コーディネート	地域資源や人材を調整・活用すること。
さ	
作業療法士	各種作業活動を主な治療手段として用い、障害のある人の心身の機能回復・維持を目的として行うリハビリテーション・サービスの専門職。
サポートファイル	支援者間の連携と計画的で継続的な支援に活用することを目的に、障害のある子どもの成長や障害特性、支援経過などの情報を保護者または関係者が記録し保管するファイル。

指定相談支援事業所	障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画の作成し、また施設・病院から地域移行のための相談や支援、地域移行後の相談や支援を行い報酬を受けられることができる障害者自立支援法の指定を受けた事業所。
支援費制度	障害者福祉において平成 15 年度から開始された制度で、それまでの措置制度と異なり、利用者がサービスを選択し契約することになった。平成 18 年度からは障害者自立支援給付になった。
自閉症	発達障害の一種。先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、過度なこだわりを有する症状がある。
社会福祉士	専門的知識および技術をもって社会福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。
重症心身障害者（児）	重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している障害のある人（子ども）。
重症心身障害者通園施設	障害に起因する問題（てんかん等）やさまざまな健康的な問題をもつ場合が多い重症心身障害のある人（子ども）のため、医療・看護、介護、リハビリテーション、療育を合わせて行う施設。
授産施設	企業等で働くことが困難な障害のある人等を入所または通所により受け入れ、自活に必要な訓練や職業の提供を行うことを目的とする福祉施設。障害者自立支援法では日中活動系サービス等に移行する。
障害者委託訓練	障害のある人が就労に必要な基礎的な知識や技能を習得するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な就労や教育の現場で障害のある人の職業訓練を行う事業。
障害者試行雇用（トライアル雇用）	障害のある人に関する知識や雇用経験がない事業所が障害のある人を試行的に雇用（トライアル雇用）し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。有給の有期契約による試験的な雇用。
障害者週間	国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間設定されている。
障害者生活支援センター	障害のある人やその家族を支援し、地域で自立した生活をするために必要なサービスが受けられるように支援する施設で、障害福祉サービスの利用に関する情報提供および利用援助、社会資源を活用するための支援、自立した生活をする力をつけるための自立生活支援プログラムの提供や専門機関の紹介など総合的な支援を行う。
小規模通所授産施設	定員 20 名未満の小規模な通所施設。障害者自立支援法では日中活動系サービスや地域活動支援センターに移行する。
職業リハビリテーション	職業に就くために必要な訓練全般に加え、就労支援も含む全体を広い意味で職業リハビリテーションと呼ぶ。
職場適応援助者（ジョブコーチ）	障害のある人の職場環境等への適応を支援する指導員で、障害のある人と一緒に働いてサポートしたり、職場内の人間関係の調整等を行う。
自立支援医療（育成医療）	身体に障害のある 18 歳未満の児童が、身体の機能障害を除去、または軽減し日常生活に適應するように改善する医療。
自立支援医療（更生医療）	18 歳以上の障害のある人の障害を除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者通院医療公費負担制度。通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。
スモン障害	亜急性脊髄視神経障害で薬物による中毒症。腹痛、神経や視力の障害が起こる。厚生労働

	省の特定疾患に指定されている。
精神保健福祉士	精神障害のある人の保健および福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害のある人の社会復帰に関する相談援助を行う専門職。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行うしくみ。
た	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	高齢者や障害のある人をはじめ、だれにとっても暮らしやすくするために、建築物や道路、鉄道駅舎などをだれもが安心して利用できるようにしようとする「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」が改正され、平成17年4月から「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」となった。新築や増改築等の際に届出が必要になる施設の種類の種類が拡大された。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。
注意欠陥多動性障害	発達障害の一種で、注意散漫、衝動性、多動性を示す行動障害。
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症を含めて障害のある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。
特別支援学校(学級)	知的障害児、肢体不自由児若しくは病弱児(身体虚弱児を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせて必要な知識技能を授けることを目的とする学校(学級)。
な	
難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前で暮らせる社会が健全であるという考え方。
は	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	政策形成過程で、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。
バリアフリー	障害のある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害のある人の生活全般における障壁の除去をいう。
ピアカウンセリング	障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。
福祉圏域	県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を7つのブロックに分けている。本市の場合は、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町からなる湖東福祉圏域に属する。

や	
ユニバーサルデザイン	障害のある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすること。
ら	
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。
理学療法士	疾病や外傷、障害のために不自由になった患者の基本的身体運動機能を回復・軽減させるようにする専門職。

ひこね障害者まちづくりプラン

彦根市障害者計画（平成 24～29 年度）

発行年月：平成 24 年 3 月

発行：彦根市

編集：福祉保健部障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 594（彦根市障害者福祉センター内）

Tel 0749-27-9981 Fax 0749-26-1767

この計画書冊子は、300部作成し、一部当たりの印刷単価は521円（1円未満切捨）
です。ただし、企画・原稿作成等にかかる人件費は含んでいません。

この計画書は再生紙を使用しています。